

令和5年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第1回東彼杵町議会定例会は、令和5年3月8日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	主 任 書 記	山下 美華 君
--------	---------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第 1	議会改革特別委員会調査報告の件
日程第 2	議案第 1 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 2 号 東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第 4	議案第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
日程第 5	議案第 4 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 5 号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 7	議案第 6 号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8	議案第 7 号 東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例
日程第 9	議案第 8 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 10	議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の

		一部を改正する条例
日程第 11	議案第 10 号	一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 12	議案第 11 号	東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例
日程第 13	議案第 12 号	東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例
日程第 14	議案第 13 号	東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第 15	議案第 14 号	東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第 16	議案第 15 号	東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて
日程第 17	議案第 16 号	専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 8 号))
日程第 18	議案第 17 号	令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 9 号)
日程第 19	議案第 18 号	令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)
日程第 20	議案第 19 号	令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)
日程第 21	議案第 20 号	令和 5 年度東彼杵町一般会計予算
日程第 22	議案第 21 号	令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算
日程第 23	議案第 22 号	令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 24	議案第 23 号	令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算
日程第 25	議案第 24 号	令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 26	議案第 25 号	令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算
日程第 27	議案第 26 号	令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算
日程第 28	議案第 27 号	令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算
日程第 29	議案第 28 号	令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算
日程第 30	報告第 1 号	専決処分に関する報告について (事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)
日程第 31	報告第 2 号	専決処分に関する報告について (令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について)

6 散 会

開 会（午前9時26分）

○議長（吉永秀俊君）

定刻前ですけど、全員お揃いのようにございます。定例会2日目に入ります。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第1 議会改革特別委員会調査報告の件

○議長（吉永秀俊君）

日程第1、議会改革特別委員会調査報告の件を議題とします。

本件について委員長の発言を許します。後城議会改革特別委員長。

○議会改革特別委員長（後城一雄君）

皆さんおはようございます。

それでは、委員会調査報告をいたします。

令和元年第2回議会定例会において、特別委員会が設置され、令和4年3月に中間報告し、更に議会活性化、開かれた議会を図るため、議会のユーチューブ配信の取り組みについて、4回の会議を開き、協議を重ねてまいりましたので、ここに報告をいたします。

1 委員会の開催状況

令和4年5月31日

令和4年9月30日

令和4年10月7日

令和4年12月8日

2 協議事項

・ユーチューブ配信の取り組みについて

開かれた議会の充実を図るため、勉強会を開催した。

まずは、オフトーク放送が無くなったので議会活動が見えなくなったことから、開かれた議会を目指すなら議会活動の「見える化」にいかに取り組むべきか（ライブ配信・ユーチューブ等）との考えのもと、勉強会を重ね精査してまいりました。

その中で、360度カメラで撮影をした場合は、人員の削減には貢献するが、声のする方向にカメラが移行するため、他の場所から音声が出た時には、そちらの方向へ向く誤作動が出る恐れもあり、誤作動が起きないよう何らかの処置をしなければならない。

固定撮影にした場合は、一方向だけの撮影となり、対象者の安定的撮影は不可能で、一部音声だけとなる恐れがある。また、個人情報や放送禁止用語などが想定されるので、編集も

必要になると思われる。

なお、現在の事務局職員数では、撮影や編集などに携わられる状況ではないと推察され、議会において編集特別委員会など設置する必要も出て来るかもしれないが、対応が可能かどうか確認できていない。更に、採用する機材、機種についても定まっておらず、経費等も完全に把握できていない。

以上のような経過であり、このことを踏まえ、新しい議員構成の中で精査されるよう望み、議会改革特別委員会において協議・検討してきた事項について、報告いたします。

○議長（吉永秀俊君）

以上で調査報告の説明は終わります。

日程第 2 議案第 1 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

日程第 3 議案第 2 号 東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（吉永秀俊君）

日程第 2、議案第 1 号職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、日程第 3、議案第 2 号東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

それでは、議案第 1 号職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につきまして、提案の理由といたしまして、職員の自己啓発等休業に関し、必要な事項を定めるため、本案を提出するものでございます。

次に、議案第 2 号東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について。

提案理由といたしまして、法律において地方公共団体における個人情報の保護に係る施行に関し、必要な事項を定めるため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 1 号について説明いたします。

この条例は、地方公務員法第 26 条の 5 の規定に基づき、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤の職員に対して身分を保有したまま職務に従事しないことを認める無給の休業制度を整備するためのものでございます。

1 ページの第 2 条お願いいたします。対象となる職員は、在職期間が 2 年以上である場合、公務の運営に支障がなく、かつ公務に関する能力の向上に資すると認めるときに大学等課程の履修又は国際貢献活動のために休業を承認することができるとしています。

第 3 条では、その期間を定めています。大学等課程の履修の場合は 2 年、国際貢献活動の場合は

3年としております。

2ページの第5条をお願いいたします。法第26条の5で条例で定める国際貢献活動となる奉仕活動について規定をいたしております。

3ページの第8条をお願いいたします。休業承認を取り消す際の事由に関する規定でございます。

大学等の休学や頻繁な欠席、奉仕活動への不参加などの場合があった場合には取り消すといった内容でございます。

第9条では、自己啓発等休業している職員に対する各種報告義務を規定をいたしております。そして、第10条には復帰後の給料の号給の調整方法を規定しております。職員として職務に特に重要な場合には100分の100以下、それ以外の場合には100分の50以下の換算率で勤務したものとみなすことができるといった内容でございます。

附則により令和5年4月1日施行といたしております。議案第1号については以上で説明を終わります。

引き継ぎまして議案第2号について説明をいたします。

令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律、いわゆるデジタル社会整備法が公布されました。同法の第51条において、個人情報保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法の改正が定められております。地方自治体等に関する部分については令和5年4月1日からの施行となります。

改正前までは個人情報を取り扱う民間事業者、国の行政機関、独立行政法人ごとにそれぞれ個人情報保護に関する法律があり、地方自治体では、自治体それぞれ個人情報保護条例を定め、個人情報の管理を行ってきました。

しかしながら、国や地方におけるデジタル業務改革の進展や官民や地域の枠を超えたデータ利活用の活発化により、これまでの自治体ごとの個人情報保護条例では、自治体ごとに相違があり、データ流通の不詳となることから、現行法制の不均衡、不整合を解消するために、関係法を個人情報保護法に一元化して個人情報の取り扱いを統一化するものでございます。

令和5年4月1日から施行されることから、法律の施行に伴い必要となる条例を制定するものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。第1条の趣旨でございますが、説明のとおり、個人情報保護の施行に関し必要な事項を定めるものと規定をいたしております。

第2条の定義です。対象となる実施期間を記載のとおり町長から固定資産評価委員会までの各行政機関としておりますが、ここで補足をいたしますけれども、議会は国会と同様にこの改正法には含まれておりません。議会での個人情報の取り扱いについては、法形式や規律の内容も含めて自立的な対応に委ねると法でされているところでございます。議会はこの個人情報の対象外ということでございます。

次に第3条をお願いします。開示に関する手数料等について規定をしております。

現在の町の個人情報保護条例同様に第1項で手数料は無料とし、第2項で写しの作成・送付に要する費用は実費負担としております。こちらについても法にできる限り利用しやすい額という規定がございますので無料としています。

第4条では開示決定等の期限を規定しており、15日以内としております。書類に不備があり補正をした場合の期間は含まないとしております。

第2項では、事務処理上困難な場合には30日まで延長することができ、申し出者に通知することと規定をしております。

次に、第5条では開示決定等の期限の特例を規定しており、保有個人情報 that 著しく大量であり、事務遂行に著しく支障が生じる場合には相当の期間を定めて分割して開示することができるという規定がございます。

次に、第6条訂正決定等の期限を規定しております。訂正決定等とは、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとして訂正の請求があり、行政機関が訂正を決定することを指します。

ここでは決定期限を15日以内と規定し、書類に不備があり、補正した場合の期間は含まないとしております。第2項では最大30日まで延長することができるとしております。

2ページをお願いいたします。第7条では、利用停止決定等の期限を規定しております。

この利用停止決定等とは、自己を本人とすると保有個人情報の内容が法に定める利用目的に利用されていないとして利用停止の請求があり、行政機関が利用停止を決定することを指します。

ここでは決定期限を15日以内とし、書類等に不備があった場合は含まないとしております。第2項では最低30日まで延長することができるとしております。

次に第8条でございます。東彼杵町個人情報保護審査会の設置の規定でございます。

審査請求があった場合には、行政機関の長は情報公開、個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。その諮問機関として東彼杵町個人情報保護審査会を設置するという規定でございます。

ここで第3項をご覧ください。この内容については、町議会が今後自立的に条例を制定する場合、その諮問にも応じることができる規定を設けております。条については丸印ということで表記をさせていただきます。

次に第9条でございます。審査会の諮問に関する規定でございますが、実施機関に議会を含めて規定しており、1号から3号までの内容に該当する場合としております。

次に第10条では、審査会の組織及び委員に関する規定であります。人数を5人以内、任期を2年としております。

また、ここで補足をいたします。

現在、東彼杵町個人情報保護条例に関するに規定する審査会は、県内の小規模自治体では運営が難しいために、長崎県市町村行政振興協議会と協定を締結して、同協議会内に設置されている長崎県市町村の個人情報保護審査会の中で統一的に運用がなされております。

本条例の審査会についても同様の形で県内自治体と統一した運営を行うこととしておりますので、申し添えます。

第1条は規則への委任の規定でございます。そして、3ページの12条及び13条については、罰則に係る規定でございます。

附則の第1条では、施行日を法の附則に掲げる施行の日としておりますけれども、これが令和5年4月1日となることとさせていただきます。

次に、附則の第2条では、旧条例となります2つの条例を廃止する規定でございます。

附則 3 条及び 4 ページの附則第 4 条では、廃止する 2 つの条例の経過措置の規定でございます。
附則第 5 条では、法の改正に伴う東彼杵町暴力団排除条例の一部改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてから質問をしてください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 1 号、議案第 2 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------|
| 日程第 4 | 議案第 3 号 | 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 4 号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 5 号 | 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 6 号 | 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |

○議長（吉永秀俊君）

日程第 4、議案第 3 号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、日程第 5、議案第 4 号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、日程第 6、議案第 5 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第 7、議案第 6 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 3 号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてでございます。提案の理由といたしまして、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため提出するものでございます。

次に、議案第 4 号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について。

提案理由といたしまして、職員の加齢による多様な働き方の選択肢を広げ、仕事との両立を支援するため提出するものでございます。

次に、議案第 5 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

提案理由といたしまして、関係条例の規定の整備を行うため提出するものでございます。

次に、議案第 6 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、定年前再任用短時間勤務制の創設などの整備のため提出するものでございます。それぞれの詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

まず、議案第3号についてご説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

まずはじめに、条例制定の根拠の法、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を簡単に説明をさせていただきます。

この法律は、地域における人材の有効活用を通じた公民の適切な連携・協力による様々な施策を推進、公共の福祉の増進をすることを目的とした法律でございます。

職員派遣の適正化及び手続き等の透明化、職員の身分取り扱い等の法律的なルールが規定されております。

この法律で職員を派遣する場合には条例を定めることとされており、本町はこれまで制定をしておりませんでした。この後説明します職員の定年延長に伴い、今後職員を派遣する機会があることから、新たに機会があることから新たに制定をするものでございます。

では、内容について端的に説明させていただきます。1ページ、第2条職員の派遣に関する規定です。

派遣の対象となる団体は、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町の施策を推進するため人的支援が必要として、当該団体との間で取り決めに基づいて当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため派遣することができるとしております。

第2項では、派遣できない職員、派遣できない職員を規定しております。第1号から第3号に掲げる職員の他、第4号では退職の特例として定年を延長した職員を、更に第5号では同様に定年を延長する管理監督職員をとしております。

また、2ページの第6号でございますが、地方公務員法に基づき休職又は停職、職務専念義務が免除されている職員をとしております。以上が派遣できない職員ということでございます。

次に、第3項職員を派遣する際、報酬や勤務条件の他に、あらかじめ派遣先団体と取り決める内容として福利厚生と従事状況を報告することとしております。

第3条は、派遣職員の職務への復帰について、1号から6号まで規定をしております。

次に3ページの第4条でございます。派遣職員の給与について定めております。

派遣の場合、給与は派遣先の団体が負担することになっておりますが、第4条では自治体が負担することができる場合の規定を設けております。

条文の初めに法第6条第2項に規定する業務とあります。この業務とは、地方公共団体の委託を受けて行う業務、地方公共団体と協働して行う業務などとされております。

それらの業務の実施によって、地方公共団体の事務若しくは事業の効率的若しくは効果的な実施が図れる場合は給与を支給することができるとしております。

次に、第5条職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例の規定でございます。

復帰した職員が公務上の負傷や疾病にかかり、心身故障のため休職となる場合は派遣先団体において就いていた業務を公務とみなす規定をしております。

第 6 条は派遣職員復帰時の職務給及び号給について規則で必要な調整ができると規定しております。

第 7 条は職員の派遣先団体における処遇の状況が派遣後の勤務に復帰した職員の処遇の状況を町長に報告することができるという規定でございます。

第 8 条は規則への委任でございます、附則で施行日を令和 5 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 4 号について説明をいたします。

第 1 条目的をご覧ください。この条例は地方公務員法第 26 条第 3 項の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

第 2 条第 1 項では高齢者部分休業の時間を規定しております。1 週間あたり通常の勤務の 2 分の 1 を超えない範囲で 5 分単位で行うと規定をしております。つまり 2.5 日までということになります。

第 2 項では、高年齢として条例で定める年齢を 60 歳としております。

第 3 条では休業取得中の給与について規定をしております。職員の給与に関する条例第 14 条に関わらず、勤務しない時間はその時間相当分を減額して支給するとしております。

次に、第 4 条では承認の取り消し又は休業の短縮を、第 5 条では休業期間を延長する場合の規定を定めております。

附則で施行日を令和 5 年 4 月 1 日としております。

次に、議案第 5 号について説明をいたします。

まず 1 ページをお願いいたします。第 1 条は、東彼杵町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

当該改正箇所を引用して、地方公務員法の改正に伴い改正をするものでございます。

次に、その下第 2 条職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例の一部改正でございます。

本則第 3 条において地域手当を追加する条文の改正漏れがありましたので併せて改正をするものでございます。

次に、改正条例第 3 条の職員の降給に関する条例の一部改正となります。

この一部改正は、役職定年制に伴い、本則第 2 条の降給の種類、同 3 条の降格の事由を加えた内容に改正するものでございます。

次に、4 ページ、改正条例第 4 条職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。この一部改正は、定年前再任用短時間勤務制度に伴い、該当する文言を改正するものでございます。

次に、7 ページをお願いいたします。改正条例第 5 条になります。職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

この一部改正は本則の第 2 条及び第 9 条については、特例により定年を延長された管理職を含める内容を追加するもので、第 15 条については、定年前再任用短時間勤務制度に伴い、該当する文言を改正するものでございます。

次に 11 ページをお願いいたします。改正条例第 6 条職員の給与等に関する条例の一部改正でございます。

こちらにつきましても、本則については、定年前再任用短時間勤務制度に伴い、該当する文言を

改正するものでございます。

17 ページの附則第 12 項をご覧ください。17 ページの附則第 12 項になります。

ここでは、当分の間、60 歳を超えた職員の月額給料は適用される給料の 70%にすると規定をいたしております。以上で第 5 号議案について説明を終わります。

次に、議案第 6 号について説明をいたします。地方公務員法改正に伴う定年延長等に関する条例の一部改正となりますが、改正内容は大きく次の 3 点でございます。

まず 1 点目は、現行 60 歳となっている定年を令和 5 年度から 2 年間で 1 歳ずつ引き上げていくもので、令和 14 年度に定年が 65 歳となります。

2 点目は、60 歳を基本として管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入いたします。

3 点目は、定年前再任用短時間勤務制の導入でございます。60 歳到達後、定年前に退職した職員を短時間勤務の職に採用できるものとするものでございます。

それでは、簡潔に内容を説明いたします。2 ページの第 3 条をお願いいたします。職員の定年を 65 歳改正いたします。

ここで飛びまして 10 ページの附則、第 3 項をお願いいたします。10 ページの附則第 3 項、ここに定年に関する経過措置をご覧ください。表中に経過措置として、2 年おきに 1 年ずつ定年が延長するとし、令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 30 日までの期間、退職年齢は年齢 64 歳となり、それ以降は本則の 65 歳となるということでそういう読み方でございます。

それでは 2 ページに戻っていただきます。第 4 条をお願いいたします。第 4 条、定年による退職の特例をご覧ください。

ここでは第 1 号から第 3 号に掲げる事由がある場合、定年を 1 年ずつ延長、最大 3 年までできるといった制度を、超えない範囲で再任用することが定められております。

管理監督職の場合についても同様に最大 3 年間、同職として勤務できることを定めたものでございます。

次に 4 ページをお願いいたします。第 3 章を新たに追加されたものでございますけれども。

第 3 章、管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制に係る規定の追加となります。これ以降、役職定年制と呼ばせていただきます。

第 7 条に役職定年の年齢を 60 年と規定しております。

次に、9 ページをお願いいたします。また追加となりますが、第 4 章定年前再任用短時間勤務制に係る規定の追加となります。

第 12 条をご覧ください。年齢 60 年に達した日以後に退職した者を勤務実績等による選考で短時間勤務の職に採用することができるという規定でございます。

短時間勤務の職とは、1 週間あたりの通常の勤務時間が通常勤務を要する職で、その勤務が、当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の一週間あたりの通常勤務に比し、短い時間である職を言うとして規定しております。

ここで短い時間というのは具体的に申し上げますと、15 時間 30 分から 31 時間までの範囲で、規則で定めることとなっております。短い時間というのは 15 時間 30 分から 31 時間までということで規則で定めるということになっております。

改正附則第 1 条で、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行するとしております。

2 条以下の改正附則は、経過措置、読み替え等に関する規定でありますので、説明を省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 3 号は、議案第 4 号、議案第 5 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 6 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第 6 号について討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 6 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 7 号 東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例

日程第 9 議案第 8 号 東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 10 議案第 9 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 議案第 10 号 一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

日程第 12 議案第 11 号 東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第 8、議案第 7 号東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例、日程第 9、議案第 8 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、日程第 10、議案第 9

号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第 11、議案第 10 号一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例、日程第 12、議案第 11 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例、以上 5 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 7 号東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、国において子ども家庭庁が設置されること等を踏まえ、窓口の一体化や統合化を図り、効率的・効果的な組織体制に見直すため提出するものでございます。

次に、議案第 8 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、改定する必要があるため提出するものでございます。

次に、議案第 9 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、改定する必要があるため提出するものでございます。

次に、議案第 10 号一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、加給対象となる事務の見直しのため提出するものでございます。

次に、議案第 11 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例。

提案理由につきましては、持家奨励金制度について移住・定住促進を図るため提出するものでございます。それぞれ詳細につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

それでは議案第 7 号について説明をいたします。

まず、改正条例第 1 号東彼杵町課設置条例の一部改正について説明いたします。1 ページの新旧対照表をご覧ください。第 1 条の健康ほけん課を削りまして長寿ほけん課とこども健康課に改めます。

次に 2 ページの第 2 条第 1 項第 3 号の町民課のイ 社会福祉及び子育て支援に関する条例の中の、及び子育て支援の部分の部分を削ります。

新たに第 4 号として長寿ほけん課を加えます。ア 国民健康保険に関する事項から、オ 地域包括支援センターに関する事項を加えます。

次に、第 4 号健康ほけん課を、5 号こども健康課に改め、ア 保育及び認定こども園に関する事項から、エ 子育て世代包括支援センターに関する事項に改めます。以下、5 号以下については 1 号ずつ繰り下げます。

次に 3 ページ、改正条例第 2 号東彼杵町予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正について説

明いたします。

第7条は運用上不要となった条文の訂正、第9条は課名の改正によるもので、健康ほけん課をこども健康課に改正するものでございます。

次に4ページ、改正条例第3条東彼杵町子ども・子育て会議条例の一部改正について説明いたします。4ページをお願いいたします。課名の改正によるもので、第8条、町民課からこども健康課に改正するものです。

最後に5ページをお願いいたします。改正条例第4条東彼杵町食育推進会議設置条例の一部改正について説明いたします。

第1条、第5条及び第7条については運用上修正が必要なため、第7条は課名の変更によるもので、第6条町民課からこども健康課に改正するものでございます。以上で、第7号について説明を終わります。

施行記述については、附則で令和5年4月1日としております。以上で説明を終わります。

次に、第8号について説明をいたします。第8号につきまして内容につきましては、昨日の全員協議会で説明をしたとおりでございます。特別報酬審議会の答申どおり、議員定数削減分3名のうち2名分を原資として議員報酬月額を改定するものでございます。議案にありますとおり、議長を32万2000円、6万2000円の増。副議長を26万7000円、5万1000円の増。常任委員長及び議会運営委員長26万2000円、プラス5万円の増。議員を25万円、プラス4万8000円の増とするものでございます。以上で説明を終わります。

施行日につきましては、令和5年5月22日施行ということで、次の任期からです。

次に、議案第9号について説明をいたします前に、すみません、議案の訂正をお願いしたいと思います。

議案の新旧対照表2ページをお開きください。2ページの表の中、左から3列目、上から5行目のところに国会議員の選挙等の経費の基準に関する法律で(日付)とありますけれども、その後条文がちょっと抜けておりまして、14条第1項が正しい記載であります。第1項しか書かれておりませんで、括弧の次に第14条と。今、第1項から始まっておりますけれども、第14条第1項が正しい記載でありまして訂正をいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは説明に移ります。

非常勤特別報酬につきましては、平成17年4月に改定がなされて以降、一部を除き、現行の金額となっております。

今回の議員報酬等に併せて東彼杵町特別職報酬等審議会に対し、参考意見を徴した結果、三町均衡のとれた額での増額の答申がなされておりました提案させていただくものでございます。

別表の新旧対照表をお願いいたします。

まず、教育委員年額報酬ですけれども、これは議員の月額報酬に合わせております。25万円とするものです。

農業委員会の年額報酬につきましては、会長を議長に、農業委員は議員の月額報酬に合わせるもので、それぞれ32万2000円、25万円とするものであります。

次に監査委員月額報酬につきましては、三町均衡が取れていたため、1000円未満の端数を切り上

げるとどめております。知識経験者を4万6000円、議会代表を4万5000円としております。

次の欄から下に記載している各委員については、日額報酬が5700円のを6300円に、委員長になるかと思えますけれど、5400円のを6000円に増額をいたしております。

2ページをお願いいたします。先ほど訂正をしていただきましたところですが、選挙長・開票管理者から期日前投票管理者につきましては、記載のとおり金額ではなく、法の条文に掲げる額といたしました。法の改正によって自動的にその金額になるということで、今後条例改正等をですね、そういった場合もこの文言によってそれを付与とするものでございます。

同じページの下から6番目、予防接種健康被害調査委員会委員は委員日額報酬と同じ割合で11.11%増額し、1万2000円としております。

3ページの上から4番目と5番目の情報公開審査会と個人情報保護審査会、先ほどの個人情報保護条例のからみの審査会ですが、長崎県行政振興協議会で決められた統一した金額のため改定はいたしておりません。改定はいたしておりません。

下から3番目の農地利用最適化推進委員の年額報酬については、農業委員報酬と同じ割合で11.16%増ですが、改善した額21万4000円としております。4月1日施行です。

次に、議案第10号について説明をいたします。地方自治法第204条の規定に基づき、勤務の特殊性に応じて支給しております特殊勤務手当の中に税務手当がございます。現在は町税の調査、検査、滞納処分等に従事した場合に1日当たり400円を支給しているところですが、同様の事務については、税の他にも保険料、保育料、使用料、水道料金等がありまして、これまで支給をいたしておりませんでした。よって、今回、同一内容の労働ということでございます。

新旧対照表に記載のとおり、これらの事務についても手当の対象として税務等手当と文言を修正して支給するものでございます。4月1日からの施行としております。

次に、議案第11号についてご説明をいたします。東彼杵町定住促進条例の一部改正する条例でございます。

現在、制度開始から5期目となっております。今月末で失効することとなっております、これまでの実績を踏まえ、人口減少対策に有効な施策と判断しております。令和10年3月まで延長する一部改正でございます。

令和3年度まで新築136件、中古21件の合計157件に総額1億1400万円を支出しております。57世帯172人が新規転入となっております、人口減少対策に効果があったものと考えております。併せて修正が必要な文言についても改正をするものでございます。施行日については4月1日ということになっております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を告げてからお願いします。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

議案第8号です。8号に関しましては、昨日、町長にもできれば議案を訂正して提出していただくようにと切にお願いしたわけですが、課長会議があつたということも聞いておりますが、副町長、総務課長、それぞれの常識の下にこれを提出されたものと思っております。

ただ、私が思うには、本音と建前が全く違うような状況で、これを提出されていると私はそう感じております、今でも。おそらく、副町長、副町長には確認していませんが、総務課長によれば、これは本音ではないんですよ。ものが言えない状況で、おそらく何も言っていないと思います、上司にね。こっちの課長にも何人かいますよ。ものが言えない。したがって、そのまま提出されたのだらうと思っております。

確かに、これをもし私がいろいろ言い出すと、この後の9号の委員会の報酬にも影響するという事は重々承知でお話をしております。

先ほど、議案第6号で職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、令和5年から1年ずつ定年が上がるということでした。2年おきに1年ずつということになれば、次の任期、次の任期は令和7年度に62歳、令和9年度に63歳というような形になろうかと思うんです。そうすると、4年を計算すると定年が62と、次の任期はね。次の任期は62歳だということになるんです。

それはやはり、職員もそれぞれ定年があるんであれば議員もある程度定年があって、そこで報酬でちょっと差を付けるというような形の方が理想的ではないのかと思います。どうしても、やはり私は議員になったのだからもらわなければ損とは言いませんが、もらう権利がある、当然選挙で選ばれた人ですから、重々わかって話をしています、重々話を。

ですから、その辺のところを考えて、前回申し上げました若い人たちに何とか考えた形で議案の提出をしてもらえないかと再三お願いしましたが、このようになった経過、何か審議をされましたか、この件について。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まずはじめに、議員の報酬は町長が決めるわけではなくて、諮問をして特別報酬審議会で答申をもらうという条例になっておりますので、それをして皆さん方にお諮りをしているわけでございます。提案をさせていただいているということです。

昨日も課長会をしましたけれど、色んな意見もございましたけれど、とりあえずこれでいくと。若い人だけということはいかななものかというのもありまして、私は小値賀町の西村町長にもお尋ねをしました、若い人の報酬を増やす。そうしたら、移住者の方が、実は出馬しようと考えておられたけれど、お金目当てではないかというような感じの風潮になって取り下げられたということでございまして。

これは、議員さんが、私が提案して議会でもそういう話をされたと思うんですよ、前にですね。若い人、50代まで上げると、10万円増やすとされましたけれど、これは議会で皆さんでお決めになって、私が提案した時にいつも申し上げておりますように、修正、否決、これをされた時にはそういう対案を出してされるべきだと。私は、答申を、諮問をお願いしている関係上、答申を頂いたところは、そのまま出さざるを得ない。

それで、総務課長に聞いたら、答申をする諮問の答申の委員会でも、年齢差を設けての報酬はあまりよろしくないという意見でまとまったそうでございますので、8案最初出たということでございますけれど。だから、私はそういうのを聞きながら、そのまま答申を出しておりますので、

あとは、議員皆さんで、もっと高くするとか安くするとかというのは、議決権が議会にございますから。そういう形でさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

報酬審議委員会で諮問されたんですよね。そして、諮問された答申の下にこれを、議案を提出したと。私は、諮問されたのをそっくりそのまま出さなければならないということの規定があるんですか、ちょっと確認します。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

提案権は町長にございますけれど、私が諮問をした以上、答申された今の案を尊重したいと思って提案をしているわけでございます。私が変わるとか変えないではなく、議決権は議会にございますから。議員の皆さんで修正されて結構だと私は思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

諮問委員会から答申された結果について、そのまま議案を提出する義務はないんですよね。ないんです。しなければならないとはなっていないんですよ。だったら、町長の判断、町長が一番良く知っているはずですよ、この議会のこと。知っているでしょう。わかっているでしょう。一番わかっているはずですよ。それをこうして町長の席に行ったら、あれ、あの時議員時代に言っていた話とちょっと違うねという気が相当していますよ。はっきり言ってるの連発、そして選択と集中なんかは一切、最近出てきてませんよ。やはり、そこに座れば変格椅子かわからないですが、変な椅子に座ったんでしょう。

○議長（吉永秀俊君）

議案に対する質問をしてください。

○9番（森敏則君）

わかっています。

○議長（吉永秀俊君）

わかっているならしてください、議案に対する質問をしてください。

○9番（森敏則君）

静かにしてください、発言中ですので。

そういうことで、町長、今後、諮問委員会、諮問については、やはりよく考えて出してください。私どもは、議員報酬を上げることについては反対ではないんですよ。上げようと言っているんですから。上げようと言っているんです。上げなければならないと言っているんです。

ですから、もう少し、周囲の状況を一番よく知っているんだから、これまでに。一番よく知っているんだから、そのことを踏まえてどうして提出できなかったのかと。非常に残念です。

その辺のところを今後、是非、この委員会に限らず、他に諮問した場合の、議案の提出の仕方も。諮問というのは、あくまでもどうですかと、ちょっと意見を聴きたいなという話なんです。そういうことでしょうか。違いますか。そういうことなんです。是非、自分で判断して最終的な議案の提出の場合は、状況を踏まえて提出していただくことを望みます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私は、諮問を受けて状況を踏まえて提案したつもりでございます。これは、県下の状況もこういう形になっておりますし、波佐見、近隣の川棚町、当然、おっしゃいましたように東彼杵町は23.76%の増です。波佐見町は、今度改定をされますのは、16.74でございます。ただ、10%削減を、報酬カットをされておりますので、それを含めれば11.61%になると、今度、私は区長会で説明をさせていただくと言っているんです。今、こういうコロナの状況で色んな意見があるんですよ、議員報酬の問題につきましても。だから、そこも踏まえて、私は諮問委員会で大分時間を掛けてされましたので、町の状況、財政状況、人口、その辺も含めて、県全体、統一性も含めてされたと思うんですよ。だから、私は、せっかく時間をつぶして諮問委員会に出ていただいた方々の意見をとにかく尊重をしたいということで私は提案をしているわけでございますので、どうしても議員さんたちが納得いかなければ修正されればいかがかなと思っているんですが、そういう考えでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他に。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第7号東彼杵町課設置条例等の一部を改正する条例の中でちょっとお尋ねしたいんですけど。今回、国の省庁を設置されることに伴い、健康ほけん課から2つ長寿ほけん課とこども健康課というのが設置をされますけれども、現在の職員は、健康ほけん課体制に人数、そして新たにこの設置される課のそれぞれの配置というか、そういうところはどのような点になっていくのか。そして、また新たに職員を増やせる用意があるのかですね、お尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

人事異動後の配置人数ということも含めてということですよ。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬議員、これは1回目になりますので、1回とカウントしますので、もう1回。4番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

私がお尋ねしたのは、現在のこの職員体制の人数、健康ほけん課の人数はどれくらいいるのかということと、新しく長寿ほけん課とこども健康課が設置されることに伴い、それぞれの職員の数なんか増やされる予定があるのかですね。やはり、住民福祉サービスを充実させようと思えば、それぞれの職員数もまた変わってくるんじゃないだろうかと思いますので、お尋ねをしているところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

すみません。全体の数がですね、健康ほけん課は 17 名いらっしゃるんですよ。その中のやりくりでしますし、今度課も福祉関係とか一緒になりますので、町民課も含めて、今度人事をしたいと思っておりますので、総数がそこだけポンと増えて人間が新しく増えるということじゃないです。その中でやりくりをするということで、まだちょっと人事前でございまして、今から配置を、人数、係に応じてどこを重点に置くか。

だから、先ほど昨日も申しましたように、健康保険とか国民健康保険とか介護とか、その保険を一体化させて、町に来られた方皆さんに、あっちに行ったりこっち行ったりすることがないような形で配属をしたいということで考えておりますので。この 17 名と、あと町民課の一部を含めて係を統合したり、分けたりする時もあると思うんですが、人数が増えることはないということです。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。7 番議員、後城一雄君。

○7 番（後城一雄君）

議案第 8 号の件で申し上げますが、これらの、当然、その審議会を東彼杵町特別職報酬等審議会というのを作らなきゃならないということになっておりまして、またこれによって町長が聞くということは当然のことであり、町長がもちろん議会に提出する時には当然聞くことが当たり前でございます。

この前、全協の時話が出ておりましたが、職員に聞くというのは、私は筋が通らないと。また、職員がそれぞれ言葉を言いたいんでしょうけれども、ただ、この状況の時にそれぞれ、私も我々が賛成反対する時は当然聞きます。

私は橋ノ詰の消友会にも聞きました。1 人だけ年齢でと言う人もおられましたが、他のほとんどの方々は、当然同じ職だから同じ金額が正しいと言う人ばかりでございまして、ある面で言いますと、私はどちらかと言いますと、引っ張る方ですので引っ張る考え方でものを申しますと皆さんそういうふうになるし、相手側に引っ張られるような話になりますと変な話になるというようなことでございます。

ですから、ただし、やはり法にのっとって出された問題をそれぞれ言い分はあると思います。しかし、言い分は言い分として結構ですけども、逸脱した考え方でものを言われますと、非常に、議会の何と言いますか、その立場、議員の資質の問題に関わってきます。

そういうことで、今後とも言動にお互い注意をしたいというふうに考えますが、事実、例えば、職員に聞いて、こういう声だったので私は変えましたとなると審議会はお手上げです。

やはり、審議会に頼んだ以上は、それぞれ時間を費やして、十分時間を取られて結論を出されたということで敬意を表するのは当たり前です。

だから我々もその経緯に対して、先ほど町長が言われるように敬意を表さないような状況で判断されるならば、当然、別に、状況で、予算の編成を出されるというのは当然のことです。ただ、我々としては、議員としてはそういったそれぞれの立場の人を理解して物事を進めるのは当然のことです。これは、やはり議員の資質の問題にも関わってきますので、十分その辺は考えて進めていただきたい。私はそういうふうに考えますので、そういうことでされると思いますので、町長はそういった信念の中でされたのかどうか、最終的に聞きます。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、その諮問委員会の方からもですね、諮問は出して、あとは議員さんがお決めになることのでございますからとおっしゃっていただいたんですよ。だから、私はそのまま、先ほども言いましたようにそういう形になっています。

これは諮問委員会の方からそういう意見も出ておりますので、答申は出しましたけれど、その後は議員さんのご意見で、どうなられるかはお任せしますということでしたので私が先ほどの発言になったわけでございます。

ただ、今、後城議員がおっしゃいましたように、職員の意見は参考まで聞きますけれど、私が提出者、提案者として全責任を持って出しているわけでございますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。 10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

議案第 8 号、議員報酬の件ですけれど、これは、審議会の答申をそのままストレートに上程されたということですが、私ふと思ったんですけれども、町民感情というのはどうなんだろうということが頭にありまして、私も何名かの方々にお話とか意見等を聞いたんですけれども、かなりね、それはあんまりだろうというふうな意見は、実は多かったですよ。

ですから、これに関しましては審議の機会というのが非常にないので、当然、これから賛成、反対討論はあるんでしょうけれど、もう少し慎重にやった方が良かったのかなという気がするんですよ。あまりにも上程が拙速すぎたんじゃないのかなという気がしますが、そこら辺についてはどうのお考えでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、拙速とか何とかとか私は考えていなくて、他町の方もこういう、波佐見町も当然、定数削

減の時に報酬を上げるという答申が出ておりましたので、東彼杵町も3名も削減されたから、全体予算は増えないんです。先ほど総務課長も説明していましたが、2名分を配分させていただくということであっておりますので。

今度、私もそういう意見も、色んな意見をお聞きをいたします、こういう時期になんだと。そういうことも皆さんいろいろあるんですよ。だから賛成、反対はあると思いますが、今度、先ほど言いましたように区長会で私は説明をさせていただきたいと、まず町民の皆さんにお知らせもしなければいけませんけれども。

本当に、今の3名の削減の中からいって23.7上がるということは、10%報酬カットされていまずから。それを入れれば東彼杵町は11.61、波佐見が今度上げられるのが16.74。波佐見よりも上がらないんだと、総数枠では、ということで説明をさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

区長会で説明するというお話ですけれども、区長会で説明するのは決定した後の話でしょう。今の時点で区長会に説明するという話は通じませんよね。決定した後にという話でしょう。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そうです。議決された後に説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

議案8号と9号に関連するかと思います。私の勘違いかもわかりません。私の思いをすっきりさせるために質問させてください。

この8号、9号の中に消防団員の手当、特に基本団員が含まれていませんよね、今回の答申の中にも。これはあれですかね、消防団員の手当も上がると、上がっていると、処置済みという議員もおられるんですけども、もう既に先行して基本団員の分は昨年12月に処置をしているという声もありましたけれど、その辺のところは、私ちょっと納得はいかないので、その点の説明を、町長、お願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

12月は出動手当を上げまして、はい。そういう形でしておりますが、今回入っていないのは、消防団はまた別にありまして、今回上げておりません。

ただ状況的に言って、今、昔のあれからいきますと団長さんが前の議長さんの報酬の28万8000円というのを基準にしてずっと副団長も分団長も決めておりましたので、その辺はまた変わって

ればお願いせざるを得ないかなと思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

消防団員も、議員もなり手が少ないんです、一般質問しましたけれども、消防団員もなり手が無い。こういう状況ですので、ぜひ消防団員の方もですね、しっかり今後対応される感もあるという町長の雰囲気があったんですけれども。しっかりと審議をする、あるいは見直して、また議会の方に提案するという考えを持っておられるかどうか、その辺のところを伺いたと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今後ですよ、今までの消防団長さんのいきさつからいって、まだ議長さんの報酬が下がる前でございますけれども、28 万 8000 円を基準にしてしていただきましたものですから、その辺また協議をさせていただいて検討させていただきたいと思っております。

確かに、消防団が今ちょっと少なくてですね、どういう勧誘の仕方をすれば良いのか、ちょっと団としても戸惑っておられますので、今後、そういう形も考えながらしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

議案第 10 号なんですけれど、これ、徴収業務の、回される職員の規定というか、されたんだと思うんですけれど、5 年度から給食費の小中学校の口座引落しが、たぶん開始というふうになるんだろうと思うんです。口座引落しができなかつた方とかが今から出てくるのかなと思うんですけれど、そういう方の場合はその徴収は職員の方がされるのかなと思うんですけれど、そういう方はこれに入らないのか。それとも、例えば児童手当とかから引落しができなかつた方は引落しになるのかですね、その辺ちょっと確認をいいですか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この徴収につきましてはですね、いろいろあってなかなか期日まで納めていただけないとか。そういうのを、住宅使用料もそうでございますけれど、水道料もですね。ただ、上下水道もそうでございますけれども。そういう形で出向いて、対面で徴収するような形になる方の手当でございますので。引落しはまた別でございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

2 番議員、立山裕次君。

○2 番（立山裕次君）

もちろん引落しができれば問題ありませんけれど、できなかった場合は、要するにその徴収に行くのか行かないのか。

例えば、先ほど言いました児童手当から、要するに自動的にですね、給食に回されるとかで徴収に行かなくてもよろしいのかということですね。徴収に行く場合は、これに該当するんじゃないでしょうかということですよ。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

さっき水道料とかですね、そう言いましたように、住宅使用料というのは1回引落しが駄目でまた次の翌月ですかね、待ってしまいますけれども、なかなか入っていない時に、やはりこっちから行かないと納めてもらえないということもありますので、そういう、なんと申しますかね、手当というか、色んな、職員もやかましく言われるんですよ、こっちはもう悪くないんですけども、お願いしますというのを取りに行くのにですね。

だから、そういうのも含めて手当を出したいということで、400円加算するということになっております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

何号に対して異議があられるのですか。

○——△——

8号です。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、議案第8号について、9番議員、森敏則君から異議ありということでございますので、委員会付託をするかしないかについて起立採決を行いたいと思います。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前10時36分）

再 開（午前 10 時 38 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第 8 号に異議ありということでございましたので、議案第 8 号を委員会付託をする方は起立してください。

[付託賛成者起立]

○議長（吉永秀俊君）

起立少数です。

したがって、議案第 8 号は、委員会付託をしないことに決定しました。

これから、議案第 7 号について討論を行います。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉永秀俊君）

討論はないですね。したがって、議案 7 号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

失礼しました。

全ての議案の討論をしなければならないということになっておりますので、ただいまから議案第 7 号の討論はないということでございます。すみません。

次に、これから、議案第 8 号の討論を行います。

まず、反対者の発言を許します。1 番議員、林田二三君。

○1 番（林田二三君）

私は議案第 8 号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、報酬を上げるということに対しては賛成でございます。そのことを申して、これから反対の討論をさせていただきます。

議席が 8、減となって特別職報酬等審議会から、なり手不足に対応するために報酬を一律増額するよう答申されたとありますが、今、東彼杵町議会は、今現在無投票というのが続いていなくて、なり手不足とっていない方も多いかなど思っています。ただ、しかし、私はそうは思っていないで、隠れたなり手不足なのではないかというふうに、それも深刻な状況ではないかというふうに危機感を感じております。

私もずっと言ってきていますけれど、いろいろな声が反映できるような、様々なお立場の方に議会に入ってください、そういった方にチャレンジして欲しいというふうに常々思っています。それは、たぶんきっと皆さんそう思っているのではないかなと思っています。

しかし、現状このままではそういった方からのチャレンジ、手を挙げるということは今の現状では難しいのではないかなというふうに思ひまして、男女共同参画の観点からもこちら側の受け入れ態勢、環境整備というか、そういったことは重要であり、急務かなというふうに思っています。

ですので、こういった上げるということに関してはもちろん賛成ですけれど、その中身に関して

は、もう一度しっかりと審議すべきかなというのが本音であって、この議案に対して反対ですので、一律ではなくて年代別に報酬を加算するやり方とか、いろいろ望ましい、そちらの方が望ましいかなというふうには私は思います。年代によってはお金のかかる子育て世代だったり、色んな方に入っただけには、そういった生活補償の面も考えて、これからの未来をイメージした新しい制度導入を、是非考えていきたいと思っていますので、フェアな社会を目指すにはこういった制度は本当に慎重に考えてやっていかなければいけないというふうに思っています。一律上げるという案に関しては反対であります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論を求めます。7番議員、後城一雄君。

○7番（後城一雄君）

先ほどは大変失礼しました。同僚議員が言われるとおりでございます。

ただいまおっしゃる分には十分理解をします。しかし、まず町長に申し上げたのは、皆さん、答申委員会に諮るということでお話があった時によかろうと、答申委員会に諮ってみてくれという声の方が大事でございまして、そのとおりでございまして。私も先ほど言いましたが、このことについては地区では聞いておりますが、ほとんどの方が賛成ということでした。

自分の意見は通るように皆さんの前で話しますと、反対はないというような感じもいたします。しかし、いずれにしても、今期、できる限りの努力をして、最終的にはその見返りとして頑張っていたきたいという想いもございまして。

是非とも、答申でされたように、是非ともご理解をいただきたいというふうに、私は賛成の立場で、そういうふうに考えておりますのでよろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

次に反対の方の討論を求めます。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

雰囲気からいくと反対者は少ないような感じを受けておりますけれど。

まず1つ目、私が議員定数削減に賛成したひとつの理由は、財政貢献だったということです。2つ目、議員報酬を上げてもなり手不足は解消しないと私は思っております。なり手不足を解消するには、私がこの間提唱したように、それぞれが引退する時に後継者を作りさえすればなり手不足は解消するわけです。ましてや、若い人が来れば世代交代も進む、そういうことだと思っております。

そして、先ほどから若い人たちに対しての報酬の差云々という話が出ていますけれど、これはやはりある意味差別ですからこれに関しては無理なのかなと思っていますけれど。

じゃあ、若い人たちを呼び込むにはどうしたら良いかということをおなりに考えてみたんですけど、例えば、女性の産休、あるいは育休、そういったものを認めてやることとか、あるいは農業者、漁業者関係においては、繁忙期においては、お茶農家でいきますと6月議会などは特別休暇等を与えるとか。そういうことをしていけばなり手不足も解消できるのではと思っていますし、また、一般質問等におきましては、オンラインで十分できますよ。そういうことをすれば、敢えて報酬を上げなくても議会は機能していきますよ。

先ほど林田議員の話の中にもありましたけれど、今回の議員選挙におきましては無投票にはならないと思っています。であるならば、であるならばですよ、決して今結論を出す必要はないと私は思っております。次期の4年間の間に十分議論して、その後結論を出すべき。さっき拙速という言葉を使いましたけれど、もっともっと十分議論して、そしてしかるべき時に決定すれば良いというふうに私は思っていますので、今回につきましては、私は反対といたします。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論を求めます。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

同僚議員もおっしゃられましたけれど、今回の報酬については、報酬審議会にかけるということで、皆さんにも町長の方からも諮問があったわけですよ。そういった中で、それではその方たちに委ねようというようなことで。世の中も、結局、世の中の経済対策とか今回のウクライナ関係でも経済は非常に低迷してきているし、また、そういった諸々の日常生活にも支障をきたしているような、そういった中で各企業あたりも、経済連あたりも給料あたりもアップしようと、そういった風潮にもなっているところでございます。

そういう中で、議員のなり手不足とか、そういったこともありますけれど、ここはある程度他町とも肩を揃えながらいくのも、ひとつの東彼杵町の在り方かなど。そういうふうに、今回特に議員定数を11名から8名に減らし、3名減らしています。その前は、12名から11名に減らす時は、結局10名に減らしたことと同じような議員の報酬を10%カットしております。そういった意味からすると、今回も対象の12名から4名減らし、その中の2人分を充てるというようなことで、実質は先ほどから言われますように11%近くなんですよ。

そういったことを踏まえていけば、あとの分はまた町民の方に利益というか、その給与分を戻しているということになりますので。やはりですね、そこは世の中全体と、また東彼杵町の今後のなり手不足解消という、なかなかもうこの東彼杵町議会も高齢化になってきているわけですので、若い人たちが、結局、議会に議員として挑戦していただくためにも、ここはもうやはり諮問どおりにいたしました方は私は良いんじゃないかと思って、この8号については賛成の立場であります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、反対の方の討論を求めます。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

私はこの議案第8号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、反対の立場で討論を行います。

まず、先ほどありました町長からも諮問をして、議会で修正したら良いじゃないかと。修正できる状況だったらしますよ。わかっているでしょう、その状況ぐらいいは。何回もおっしゃってられたようですが、修正できるようだったらします。

今回、この報酬を上げるということについては私は反対ではございません。上げ方の問題なんですよ。上げる方法。上げて良いんですよ。上げて欲しいんです。上げるにあたっては、それぞれの、私が言うのは、定年制、定年を考えて、定年と言ったら非常に失礼かもわかりませんが、現職の議員にね。でも、ある程度若い人たちが出れるような状況を作らなければならない。

なぜ若い人と私言いますと、やはり若い人が入れば新鮮な意見が入ると思います。更には、それによって町の活性化に繋がると、私はそう考えております。それは第一の、第一のこの若者にもう少し差別化をして報酬を上げて欲しいということが第一です。

じゃあ若者の状況はどうなのかというと、今、出なさいと、この報酬で出なさいと言ったら、今の職を辞めてでも出る状況にはならないということなんです。子育て世代ですよ、子育て世代。若者というのは子育て世代のことを私は言っています。

その世代にですね、今の報酬でやれ、おそらく1.5倍から2倍ぐらいもらう年齢に、半額でやれと言ったら、それは相当ですね、奥さんが稼ぐか状況でなければ出れない状況ですよ。

だったら、若者の生活ができるような処遇改善ですかね。そういうことなんです、私が言っているのは。

ですから、一律にですね、他所の町がこうだからと言って、うちの町もそういうふうにしななければならないということはないんですよ。町独自の政策で良いんですよ。更には、これ町長に言ったらいけないんでしょうけれど、討論のところですね。区長会で数字のマジックみたいな話をすると。これはとんでもない話ですよ。何を言っているんですかと。そういう話を平気でね、この場でやるということにはですね、信じられません。

もう少しね、現状を捉えた形の中で、再三言いましたが、この議案の提出をして欲しかった。

したがって私は、今言いました若い議員の新鮮な意見を取り入れることによって町の活性化が図られると。その若者が出るにあたっては、処遇改善が必要だということの理由で一律に上げるということについては反対をいたします。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

次に賛成の方の討論を求めます。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

今まで反対討論の方の意見も十分理解できます。理解できるんですけど、私も町民の意見をリサーチしてきました。

その中にはですね、やはり新聞に報道されたアップ率23%が1人歩きしていた。民間の賃上げ料はせいぜい言っても5%程度。それがなぜ議員の報酬は23%かという意見が多数占めておりました。

しかし、先ほど、そもそも平成26年、約8年前ですね、8年前、議員定数が12から11になったときに10%カット、皆さんと町長と。それが一つ。

それからですね、やはり私の賛成する意見は、隣りにある川棚町、波佐見町と突出して、突出してうちの町が議員報酬額がぐっと上がっていくというのも町民の理解を得られないという理由でありましたけれども、もう波佐見町も聞きますと議員定数を減らすことによって、やはり議員報酬を約25万円。川棚町も次の議会選挙を踏まえて、やはりその方向に動くということも聞いております。

そういうことを踏まえて、そういうことを踏まえて、私はやはり、この議会というのはなり手不足、それから3町の、東彼杵郡の3町の議員報酬が横並びが私はあるべき姿かなと思っております。以上な理由で賛成であります。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、次に反対の方の討論を求めます。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

それでは、これで議案第8号に対する討論を終わります。

次に、議案第9号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認めます。

次に、議案第10号についての討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

次に、議案第11号に対する討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。

以上で討論は終わりました。

次に、議案第7号の採決を行います。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第7号東彼杵町課設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第8号を採決しますが、8号については反対討論、賛成討論がございましたので、起立採決を行いたいと思います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（吉永秀俊君）

起立多数です。

したがって、議案第8号東彼杵町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 9 号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 10 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 10 号一般職の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 11 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号東彼杵町定住促進条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 59 分）

再 開（午前 11 時 08 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

日程第 13 議案第 12 号 東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例

日程第 14 議案第 13 号 東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 15 議案第 14 号 東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例

日程第 16 議案第 15 号 東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、議案第 12 号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例、日程第 14、議案第 13 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例、日程第 15、議案第 14 号東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例、日程第 16、議案第 15 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて、以上 4 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 12 号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例でございます。提案理由につきましては、コンビニ交付のサービス開始に伴う条例の改正のため提出するものでございます。詳細

につきましては、町民課長に説明させます。

次に、議案第 13 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由につきましては、出産に係る費用負担の軽減を目的として、出産育児一時金の額を引き上げるため提出するものでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明させます。

次に、議案第 14 号東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例。

次に、議案第 15 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについて。

提案理由につきましては、事業計画に新たな事業名を追加するため提出するものでございます。以上 2 件につきましては、総務課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

それでは議案第 12 号につきまして、町長に代わりまして説明をさせていただきます。

提案理由にもありましたように、令和 5 年 4 月 1 日からコンビニエンスストアにおいて、印鑑登録証明などの各種証明者が申請できるように、現在、システム改修を行っています。

マイナンバーカードを用いて、印鑑登録証明書を申請することができるように、本条例の一部改正をお願いするものです

それでは、新旧対照表をご覧ください。第 15 条に印鑑登録証明の申請について記載がされております。

第 2 項に、個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者が、自ら個人番号カードを添えて当該申請を行う場合に、印鑑登録書の添付を省略することができる旨の記載を追記しております。

次に第 3 項をご覧ください。個人番号カードの交付を受けた印鑑登録者は、多機能端末で個人番号を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる旨の記載を新設しております。

最後に、附則として、令和 5 年 4 月 1 日から施行することを記載をしております。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

議案第 13 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明を加えます。

議案 2 枚目の新旧対照表をご覧ください。改正前のお産育児一時金の額 40 万 8000 円につきまして、48 万 8000 円に改正する内容となります。

この改正によりまして、町の国保給付規則第 5 条で定める加算金の 1 万 2000 円と合わせまして支給額は 50 万円となります。

附則において、施行日を令和 5 年 4 月 1 日とし、2 項にて施行日前のお産に係る一時金の額については従前の例によることとしております。以上、説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

次に、町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

議案第 14 号について説明をいたします。

新旧対照表、第 5 条失職の例外をご覧ください。これまで地方公務員法第 16 条第 1 項に該当する職員、これは禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は、その執行を受けることができなくなるまでの職員を指しますが、その刑の執行を猶予された職員については情状により、その職を失わないものとするということができるという規定しておりました。

今回の改正でございますけれど、他の自治体ではより明確に公務、通勤途上及びボランティア活動中における過失による事故と、適用範囲を明確にしている条文がありまして、本町につきましても、同様に明確するために条例改正を行うものでございます。

附則で公布の日から施行するとしております。

次に議案第 15 号について説明をいたします。

昨年 9 月の議会で議決いただいた過疎計画について計画の変更が必要となり、これが過疎法に規定する重要な変更該当するために議会の議決が必要となるものです。

内容について端的に説明させていただきます。1 ページをお願いいたします。本計画書では 12 ページになりますけれども、1 に移住・定住、地域間交流の促進、人材育成という項目がありまして、その中の (1) に現状と問題点、その中に記載している地域間交流及び人材育成の項目になります。その末尾に、町内居住の高校生・大学生の通学に係る支援の文言を加えるものです。

加える理由としましては、12 月の議会の折にもありましたように、ご提案いただいた通学支援の実施というものを制度の中に盛り込むというものを想定しております。

次に、2 ページをお願いいたします。計画書では 13 ページになるところでございます。

(2) その他の対策の中に記載している移住・定住の項目となります。

10 月の臨時議会で遠距離通勤支援金制度を設置させていただきましたけれども、文言、文面をそれに合わせるものとなります。

次に 3 ページをお願いいたします。計画書で 14 ページとなるところです。表の 2 列目、事業名(説明の欄)の一番上に (1) 移住・定住という項目を追加して、事業内容に宅地造成事業を追加するものでございます。

これについては関連がございまして、(4) に過疎地域持続的発展特別事業とありますけれども、これがソフト事業を指すもので、先ほどの宅地造成事業については当初ソフト事業ということで考えておりましたけれど、国の指摘でこれはハードという扱いになるということで、ハードの方に 1 番目として加えさせていただいております。

併せて通勤経費補助事業と記載していたものを、名称が確定しましたので、遠距離通勤応援事業と名称を変更しております。

その下の人材育成の事業欄に先ほど説明しましたとおり、通学費応援事業を加えております。

その下の基金積立につきましても、各事業ごとに基金名を記載しておりましたが、過疎基金積立金として一括した記載が可能となったことで変更するものであります。過疎基金積立金の記載については、以降 13 ページまで全て政策区分に新規追加しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

次に4ページをお願いします。計画書では20ページになります。

ここでは、次の5ページの(11)その他に記載する農林水産物加工施設整備事業、事業名、道の駅としておりましたけれど、その記載を(4)地場産業の振興、加工施設を新たに設けて事業主体を町・民間事業者と幅を持たせて変更するものでございます。

14ページ以降につきましては、過疎計画の51ページから最終62ページまではソフト事業の記載を記載するものでございまして、説明を省略させていただきたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号を教えてください。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

14号ですけど、いわゆる公務中とかボランティアとか、そういったところで犯した、過失を犯した人たちに対してはその職を失わないものとするということでございますけれども、私、この間一般質問の中でもちょっと触れたと思うんですけど、例えばそういうことじゃなくて、プライベートにおいても何らかの過失、あるいは法律を犯したという方たちを社会に復帰させるためには、やはり、こういう縛りではなく、反対するというわけじゃないんですけども、やはり、そういう人たちにも配慮する社会というのがね、これから求められているんじゃないかなと思っておりますよ。

ちょっとそこが、ちょっと味が足りないなという感じがしたんですけど、そういうのは頭の中にはなかったんでしょうかね、お尋ねです。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そこまでちょっとなかったんですが、この改正が、こういう状況の法律の改正がこういう文言で入っておりますので。

ただおっしゃるのは、社会を明るくする運動でも、一度そういう罪を犯した人もまた社会に受け入れるという会社もいっぱいいらっしゃいますもんですから、そういう形は推進はしていきますので、今回はこういう職員の公務外、この辺でここに明記をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4番議員、浪瀬真吾君。

○4番（浪瀬真吾君）

議案第15号の過疎地域持続的発展計画について、私がお尋ねしたいのは、この過疎債についてございまして、現在行っている事業の償還あたりに対しての過疎債の適用ができるのかできないのか。そこをちょっと、できるのではないかというお話も聞いたことがあるような気がしておりますので、そこをはっきり。二重に事業がそういうできるのかできないのかですね。ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは適用ができないんです。二重の形になるものですから。完全にそれは明確化されております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。2番議員、立山裕次君。

○2番（立山裕次君）

質疑じゃないんですけれど、議案第12号の提出日がなぜこれだけ、今見たら16日になっているんですよ。間違っていますよね。

○議長（吉永秀俊君）

それはいけませんね。3月7日ですね。正式に訂正してください。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第12号の提出日は、すみません、申し訳ございません、3月7日に訂正をお願いいたしたいと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

このコンビニ交付のサービスを受けられる、4月1日。じゃあ、この東彼杵町内にあるコンビニ、全てもう4月1日からマイナンバーカードを持っている方は利用できるかと捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

町内だけではなくて日本全国ですね、コンビニエンスストアにおいて各種証明書の方がマイナンバーカードをお持ちの方については取得することができるようになります。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

今、マイナンバーカードの申請率は、今この前71.25%と聞いて、伺っているんですけれど、申請、交付が64.3%とお伺いしています。で、今、71.25%、約まだ30%弱の方が申請をしていないということなんですけれど、この交付の交付率のアップについて、今後どのように町長は施策を町民に、申請していない方々に対してやっていかれるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思いま

す。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

2月末で83.96まで上がっておりますが、ただしかし、これは皆さんにですね、こういう使い勝手というか、役場に来なくても、今から住民票とか税証明とか取れるようになるのを、コンビニとかで取れますので。なかなか役場に入りにくいという意見が多いもんですから、そこで済ませるような形も。これは11時まではたぶん取れると思うんですよね。だから仕事帰りとかできますので。そういう形で推進をしていきたい。便利になりますということで進めてみたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他に。8番議員、浦富男君。

○8番（浦富男君）

議案第12号で質問なんですけれど、印鑑登録をしている人は、マイナンバーカードで自動的になるようになっているのでしょうか。それとも申請をしなければいけないのでしょうか

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

町民課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（井上晃君）

印鑑登録をされた方は自動的にマイナンバーカードを用いて証明書の交付を受けることができます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前11時24分）

再開（午前11時24分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開します。

お静かにお願いします。町民課長。

○町民課長（井上晃君）

大変失礼いたしました。印鑑登録は必ず役場の方でしていただきます。印鑑登録をした後、マイナンバーカードを用いて証明書の交付を申請することができます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号東彼杵町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 13 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号東彼杵町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 14 号東彼杵町職員の分限及び効果に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、これから議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 15 号東彼杵町過疎地域持続的発展計画を変更することについては、原案のとおり可決されました。

**日程第 17 議案第 16 号 専決処分の承認を求めることについて
(令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 8 号))**

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 17、議案第 16 号専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 16 号専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 634 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 66 億 3861 万 8000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、出産・子育て応援ギフト 550 万円など。歳入の主なものは、国庫支出金 449 万 2000 円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

議案第 16 号についてご説明いたします。

補正予算第 8 号では、出産・子育て応援事業の費用を計上いたしました。昨年 12 月に成立した国の補正予算の中で、全ての家庭が安心して出産・子育てができるよう経済的支援を行うため、出産・子育て応援交付金が創設されました。当町でも速やかに支給できるよう 1 月 26 日付で専決処分をさせていただいたものになります。

それでは、9 ページをお開きください。3 番歳出になります。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費 18 節負担金補助及び交付金になりますが、出産応援ギフトは、妊娠届出時に 5 万円、子育て応援ギフトは、出産後に 5 万円を現金給付いたします。今回は、令和 4 年 4 月 1 日以降に生まれた子どもについても遡及して給付することとしており、550 万円追加いたしました。その他、システム改修費用などを計上し、全体で 634 万 3000 円を追加計上しております。

戻りまして 6 ページをお願いします。2 番歳入です。

12 款 1 項 1 目地方交付税は、システム改修費を除く事業費の 6 分の 1 が町の負担となりますので 92 万 3000 円を財源として追加しております。

7 ページの 16 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金は、システム改修費全額とその他事業費の 3 分の 2 が国の負担となりますので、449 万 2000 円を追加いたしました。

8 ページをお願いします。17 款 2 項 3 目衛生費県補助金は、システム改修費を除く事業費の 6 分の 1 が県負担となり、92 万 5000 円を追加しております。

戻りまして 3 ページをお願いします。第 2 表繰越明許費補正になります。4 月以降の給付に

対応できるよう本事業を繰越として計上させていただきました。

その他のページにつきましては、金額の積み上げになりますので説明を省略いたします。議案第16号については以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

9ページの18節出産・子育て応援ギフト、この応援ギフトについてももう少し具体的に、どんなものがギフトとして。これは、出産された方が、品名をやるのか、あるいは品目は限定されたうちで買って請求書を出すのか、それのところをちょっと説明していただけますか。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

この制度の構成として、一応ギフトという形を名称に充てさせていただいておりますけれども、政府の方針としましては子育てに使えるものに限定したクーポンをとということで推奨されてはいるんですけども、本町の状況を考えますと、町内での、そういう子育てに限定した商品を買えるお店というのは非常に少ない状態にあります。大きな都市であれば自分の市町の中での限定クーポンというのが適していると思いますけれども、本町の場合はそれがやはり広域的なクーポンでないと使えませんので、現在のところ、現金での支給という形にさせていただいております。将来的に、今後もこの制度続きますので、将来的に広域的なクーポン等が、もし例えば県の方で準備をされるとか、そういったものの制度が活用できるようであればクーポンに切り替える可能性もございます。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 16 号専決処分の承認を求めることについて（令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 8 号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 18 議案第 17 号 令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算(第 9 号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 18、議案第 17 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 17 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 9004 万 5000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 64 億 4857 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは、生活交通路線維持費補助金 127 万 8000 円、町認定子ども園食材費高騰対策支援事業補助金 105 万 3000 円など。歳入の主なものは、町債 1 億 2030 万円などでございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長(山下勝之君)

町長に代わりまして議案第 17 号についてご説明いたします。

それでは 18 ページをお願いいたします。3 番歳出の方からご説明いたします。

まず最初にこのページを含め以下、歳出の減額したものにつきましては、実績等により不用となったものを減額しております。これらの説明につきましては省略させていただきます。

19 ページをお願いいたします。2 款 1 項 3 目財産管理費 11 節役務費は、ふるさと納税返礼品配送料などを不足見込みから合わせて 525 万 4000 円追加いたしました。その下、13 節使用料及び賃借料につきましても、同様に見込みから 400 万 8000 円追加しております。

20 ページをお願いいたします。2 款 1 項 12 目公共交通事業費、18 節負担金補助及び交付金の生活交通路線維持費補助金は、JR 九州バスの運行補助金になりますけれども、バス運行の収支見込みから 127 万 8000 円を追加いたしました。

次は、24 ページをお願いします。3 款 1 項 3 目障害福祉費 22 節償還金利子及び割引料は、障害者自立支援給付費の国県負担金を前年実績により精算し返還する費用で、合わせて 255 万 6000 円

追加いたしました。

25 ページになります。3 款 2 項 1 目児童福祉総務費 19 節扶助費は、子どもに対する福祉医療費の不足見込み 100 万円を追加いたしました。

2 目児童運営費 18 節負担金補助及び交付金の東彼杵町認定こども園食材費高騰対策支援事業補助金は、価格が高騰していく中、給食内容の質の維持を目的として認定こども園に助成する費用になります。昨年 12 月から 3 月までの 4 か月間、園児一人当たり月 765 円で算定しており、105 万 3000 円を追加しております。こちらは地方創生臨時交付金を財源としております。

次は 27 ページをお願いします。6 款 1 項 1 目農業委員会費 1 節報酬は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員報酬になりますけれども、国の算定方法に変更があり、活動内容から増額決定があったため、合わせて 402 万 1000 円追加しております。

3 目農業振興費 18 節負担金補助及び交付金のイノシシ緊急特別対策事業補助金は、実績見込みから不足分 55 万円を追加いたしました。歳出は以上になります。

次は 9 ページをお願いいたします。2 番歳入になります。このページ以降の歳入につきましても、交付金の実績や事業の実績などに伴い増減したものは説明を省略させていただきます。

12 ページをお願いいたします。17 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金は、農業委員会委員報酬などの増額の財源として農地利用最適化交付金を 383 万 5000 円追加いたしました。

16 ページをお願いします。23 款 1 項 2 目土木債 6 節過疎対策事業債では、大野原高原線道路改良事業以下の事業につきまして、当初財源としていたものを減額して過疎債へ財源更生を行い、1 億 8520 万円計上しています。また、3 目以降につきましても、同様に財源の更生を行い計上いたしました。歳入については以上です。

戻っていただいて、4 ページをお願いいたします。第 2 表繰越明許費補正になります。4 ページ及び 5 ページの事業名に挙げております 24 の事業について、年度内に事業が完了しないため繰越しをお願いするもので、補正後の繰越明許費は、合計 4 億 5703 万 7000 円となります。

6 ページをお願いします。第 3 表地方債補正になります。こちら起債の目的に挙げております 16 事業の起債について限度額等、補正を行ったものになります。

最後に、1 ページから 3 ページまでの第 1 表、7 ページ、8 ページの事項別明細書、46 ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積上げですので説明を省略いたします。説明については以上になります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、議案第 17 号についての質疑を行います。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

20 ページの 12 目公共交通事業費の中の JR 九州の赤字補填ということでございますが、やはりいつもよく見ていると、結構もう乗客の方が乗っておられないようなバスを見受けますが、そういった状況の中でバスが通って乗る人は利便性が良くていいと思いますが、そういった状況の中で、JR の方から改善策とかなんとかそういった話が本町にこう来ているのかどうかですね。そこをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実は、この件につきましては、公共交通協議会にも出ておりまして、ただお金、費用の面は、今後また上がるだろうという状況でございます。

今、浪瀬議員がおっしゃったように、乗る人が少ないんですが、路線としては維持をしなくては行けませんので、ただその方が病院とか固定にされているものですから、今後どういう形で取り扱うかですね、そういうのを検討していかなければ、町としても際限なくお金を増やしていくことはちょっと厳しいだろうということではしておりますので、今後さらに検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今の関連なんですよ、町長。この JR バス、これは大きいですよ、バス自体が。もっと、乗る人が少ないわけですから、小さい車に変えたら燃費も少なくて済む。そうすると、そういうことを武雄市と嬉野市と東彼杵町でよく、自治体がですね、3 自治体が話し合って、JR 九州の方に要望をかけるようなことはされたいかかなと思うんですけども。

本当に乗っている人がもう、あるいは大きすぎてガラガラですもんね、ずっと。乗っている人に聞きました。主として乗っていく人は、例の嬉野市の病院を利用する人が、あと買い物ですね、買い物される人が多いんですけども、本当、ガラガラと聞きました。そういうところ話し合われる考えを持っておられるのか伺います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、彼杵路線が、先ほど大石議員がおっしゃったように、彼杵から嬉野市に行って、武雄のゆめタウン、そこに行くまででございます、嬉野からかなり人数も結構多いかと思いますが、そこまで大型車の方がどうなのか、今後、嬉野市長、武雄市長、申し入れをしまして、JR と協議をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 17 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 19 議案第 18 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 19、議案第 18 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 18 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）でございますが、予算の総額に、歳入歳出それぞれ 260 万 5000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 8 億 6228 万 2000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なもの、地域支援事業費 216 万 6000 円、歳入の主なものは、繰越金 83 万 8000 円などでございます。詳細につきましては、健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

議案第 18 号について説明を加えます。説明の前にですね、今回の機構改革と併せて、東彼杵町の地域包括支援センターの移設についての補正が主なものであることをお伝えしておきたいと思っております。

この地域包括支援センターにつきましては、介護保険事業の一環として、1 事業所的な立場で総合相談事業とか介護予防事業を実施をしております。そういったところもあって、町の福祉センターとか、そういった、ある程度イメージ的に統一したところで事業実施ができるようにというところも踏まえて、総合会館への移転を計画をしております。

その内容について今から説明をさせていただきます。歳出から説明をいたしますので 11 ページをご覧ください。

5 款地域支援事業費におきまして、今、お話いたしました地域包括支援センターの移転に伴います事務用品の調達費用を事業ごとに分割して計上をさせていただきました。

1 項 1 目に消耗品 32 万 7000 円の計上です。

12 ページの 2 項 6 目につきましても同様の消耗品費、備品購入費の計上としております。

5 目の 12 節の委託料につきましては高齢者配食事業に係ります原材料費の高騰に伴います委託料の増額で不足が見込まれますため、12 万 9000 円の追加計上としております。

13 ページです。3 項 1 目介護予防支援事業費につきましても、移転に伴う費用でございます。

14 ページ、5 款 4 項 1 目保健福祉事業費につきましても、先ほどご説明いたしました配食事業分の不足見込み分を追加計上をしております。

そして 15 ページです。7 款 1 項 1 目償還金でございますが、令和 3 年度の地域支援事業交付金の精算によりまして既交付額との差額が生じたので、返還額 43 万 9000 円を計上をしております。

5 ページをご覧ください。続きまして歳入をご説明いたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては、事業費の増加に伴い各負担割合に合わせて保険料分が 35 万 9000 円の追加、そして 6 ページ、3 款 2 項国庫補助金分が 1 目 8 万 1000 円、2 目 55 万 3000 円の追加としております。

7 ページ、4 款 1 項支払基金交付金につきましても 8 万 8000 円の追加で、8 ページ、5 款 3 項県補助金、そして 9 ページ、7 款 1 項一般会計繰入金の 2 目 3 目につきましても同様の追加計上でございます。

4 目の低所得者保険料軽減繰入金につきましても、軽減負担金の増額に伴いまして繰入額も追加計上をさせていただきました。

10 ページ 8 款 1 項 1 目繰越金につきましても、前年度繰越金 83 万 8000 円となっております。

戻りまして 1 ページから 2 ページの第 1 表、そして 3 ページから 4 ページの事項別明細につきましては、これまでの説明の積み上げですので説明を省略させていただきます。説明は以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第 18 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 20 議案第 19 号 令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 20、議案第 19 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算(第 3 号)を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 19 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）でございますが、収益的支出を 73 万 6000 円減額、全体の予算が支出におきまして 2 億 5785 万 2000 円とするものでございます。

提案の理由は、委託料の 92 万 1000 円などを減額するものでございます。詳細につきましては、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議案第 19 号につきましても説明いたします。添付いたしております参考資料により説明をいたします。

16 ページをご覧いただきたいと思っております。今回の補正予算は、収益的収支の中で支出のみの補正予算ということになります。16 ページの 1 款 1 項営業費用の 1 目管渠費につきましても、実績によりましてマンホールポンプ場の保守管理に伴います委託料を 92 万 1000 円減額。同じく 2 目の処理場費の浄化センターの水質検査及び溶出試験の委託料につきましても 70 万 2000 円を減額いたします。

3 目の総係費につきましても、人事異動等による人件費の不足額につきましても給与で 35 万 7000 円、

手当で 53 万円を追加計上いたします。

2 ページに戻っていただきまして、実施計画書の収益的収入及び支出の中の支出につきまして、管渠費と処理場費合わせまして 162 万 3000 円の減額。総係費につきましては、88 万 7000 円の追加計上。差し引き 73 万 6000 円の減額ということで計上いたしております。

3 ページから 12 ページにつきましては財務諸表を、13 ページおよび 14 ページにつきましては給与費明細を添付いたしております。説明につきましては以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 19 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 19 号令和 4 年度東彼杵町公共下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、昼食のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 54 分）

再開（午後 01 時 15 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

日程第 21 議案第 20 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 21、議案第 20 号令和 5 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 20 号令和 5 年度東彼杵町一般会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58 億 3500 万円でございます。

債務負担行為につきましては、第 2 表、一時借入金の借入最高額は 2 億円と定めています。また、地方債につきましては、第 3 表でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

町長に代わり、議案第 20 号についてご説明いたします。

最初に、令和 5 年度東彼杵町一般会計予算概要をご用意いただき、7 ページをお開きください。カラーの円グラフがあるページです。歳出の状況のページになりますけれども、表の一番下の合計欄になりますが、本年度の一般会計予算総額は、58 億 3500 万円となりました。対前年度比 3900 万円、0.7%の増となっております。

増額となりましたのは、職員人件費や福祉関係扶助費は年々増加傾向にあり、併せて昨今の価格高騰の影響で、例えば電気代と言った直接的なものそうですが、工事費や委託費といったものも価格高騰の影響を受け増額傾向にあるよう見受けられます。

また、過疎債あたりも事業に積極的に活用しており、それらが、骨格予算として計上しておりますが、増額の要因になったと考えております。増減内容については、こちらの資料でまとめておりますので、後ほどご参考ください。

それでは、別の資料になります、一番薄い資料です。一般会計予算目別増減内訳書をご用意いただき、ご覧ください。予算の内容につきましては、時間短縮もありますので、こちらで増減の内訳をご説明いたします。

まず、7 ページをお開きください。表のいちばん左にページという列がございますけれども、この列の数字は予算書の各目の先頭ページを記載しております。予算書と見比べる際には、その辺りに項目が載っておりますので、後ほどご活用ください。

では、歳出の款項目順に説明いたします。

1 款の議会費は、定数減により報酬等を減額し計上しており、款全体で 1031 万 7000 円減額となりました。

2 款総務費です。2 款 1 項総務管理費の中の、5 目財産管理費では、庁舎屋上キュービクル工事の皆減などで、1435 万 2000 円の減額となりましたが、一番下の 10 目地域づくり推進事業費では、若年層遠距離通勤応援金や宅地造成支援補助金を新規計上しており、5415 万 2000 円の増額となりました。1 目一般管理費から 10 目地域づくり推進事業費まで合わせまして、1 項総務管理費全体では、4950 万 5000 円の増額となっております。

めくっていただいて 8 ページになります。3 項の戸籍住民基本台帳費は、コンビニ交付システム

関係の委託料を皆減しており 2592 万 1000 円の減額となりました。また、4 項選挙費では、3 目東彼杵町長町議会議員選挙費において選挙運動公費負担費用を新規計上しており、4 項全体では 760 万 2000 円増額となりました。

前のページの 1 項総務管理費から 6 項監査委員費まで合わせまして、前のページに合計がありますけれども、2 款総務費の款全体では 3360 万円の増額となりました。

次は、8 ページ中段あたりの 3 款民生費になります。3 款 1 項社会福祉費では、3 目障害福祉費において、すみません、右の増減理由に間違いがございます。1 番最初の障害児給付費 2911 万 8000 円ですが、正しくは障害介護給付費 2911 万 8000 円となります。障害児を障害介護に訂正をお願いします。申し訳ございません。

戻りまして、3 目の障害福祉費では、障害介護給付費や障害児給付費を見込みから増額計上しており、3 目全体では 4625 万 1000 円の増額となりました。1 目から 6 目まで合わせまして 1 項社会福祉費全体では、5504 万 4000 円の増額となりました。

2 項児童福祉費では、1 目児童福祉総務費において、子育てひろばの開所日数を増やすため地域子育て支援拠点事業委託料を増額計上しており、1 目全体で 1096 万 5000 円の増額となりましたが、2 目児童運営費において、認定こども園に対する施設型給付費を見込みから減額しており、2 目全体では 1977 万 9000 円減額となっています。1 目から 5 目まで合わせまして、2 項児童福祉費全体では、1101 万 2000 円の減額となりました。

3 款民生費全体では、3 項災害救助費まで合計いたしまして、4403 万 2000 円の増額となっております。

下のページ、4 款衛生費です。4 款 1 項保健衛生費は、1 目保健衛生総務費において、職員人件費の増額や出産・子育て応援ギフトの給付費用を新規で計上しており、1 目全体で 2122 万 6000 円の増額となりました。

2 目予防費では、ワクチン接種関係費用を減額計上いたしましたので、2 目全体では、1351 万 9000 円の減額となっています。

また、3 目環境衛生費では、水道事業会計への負担金の減額などで 2124 万 8000 円の減額となりました。1 目から 4 目保健センター費まで含めまして、1 項保健衛生費全体では、1371 万円の減額となっています。

2 項清掃費ですが、東彼地区保健福祉組合分担金の増額により 2 項全体で 736 万 9000 円の増額、3 項公害対策費は、浄化槽設置整備事業補助金を見込みから増額計上し、3 項全体で 140 万 2000 円の増額としております。1 項保健衛生費から 3 項公害対策費まで合計いたしまして、4 款衛生費全体では、493 万 9000 円の減額となりました。

次は、6 款農林水産業費になります。6 款 1 項農業費の 3 目農業振興費では、日本一のそのぎ茶プレミアム戦略事業など、そのぎ茶啓発事業の費用を増額計上いたしましたが、他の事業と合わせますと 3 目全体では、174 万 7000 円の減額となりました。

1 項農業費は、次のページの 9 目農業振興企画費までありますが、9 目まで合計しまして 1 項農業費全体は、697 万 6000 円の減額となりました。

10 ページの続きになります。2 項林業費は、3 目林道費において林道小音琴線改良工事や区画線

設置工事を新規で計上いたしました。1 目から 3 目まで合わせまして 2 項林道費全体では 3527 万 5000 円の増額となりました。

3 項水産業費は、2 目の漁港管理費で、すみません、ここは漢字が間違っておりまして、浚渫度、温度の度ではなくて土が正解になります。浚渫土です。すみません、こちらも訂正をお願いいたします。里漁港災害復旧工事が出た浚渫土の処分費用を新規で計上しております。1 目と 2 目合わせて、3 項水産業費は、676 万 7000 円の増額となりました。

6 款農林水産業費は、1 項農業費から 3 項水産業費まで、合計は前のページに記載してありますが、合わせて 3506 万 6000 円の増額となっています。

次は、10 ページ中段になります 7 款商工費です。7 款 1 項 2 目商工振興費は、地域振興券給付事業の皆減により、2 目全体では、4421 万 1000 円の減額となりました。3 目観光費は、東そのぎ特別町民&サポーター制度の委託費用や龍頭泉の防護柵測量設計を新規で計上しており、1212 万円の増額となります。7 款商工費は、5 目まで合わせまして、全体で 3832 万円の減額となっています。

8 款土木費になります。11 ページに移りまして一番上、8 款 2 項道路橋梁費では、2 目道路橋梁維持・新設改良費や 4 目木場本線道路改良事業費において、工事費用などを増額計上しており、2 項全体では 7492 万 1000 円の増額となりました。

3 項河川費では、1 目河川管理費において、河川浚渫のための測量設計費用や大音琴川護岸補強工事を新規計上しており、8093 万 1000 円増額しています。2 目河川改良費では、塩鶴川溪流保全工事の増額計上で、1414 万 9000 円の増額となりました。3 項河川費は、1 目 2 目合わせまして 9508 万円の増額となっています。4 項港湾費では、社会整備総合交付金事業負担金の減額やレクリエーション施設工事費用の皆減により 4119 万 2000 円の減額となりました。

5 項都市計画費では、2 目公共下水道費において下水道事業会計負担金の増額計上により 2445 万円の増額となりましたが、3 目公園費において、やすらぎの里遊具設置費用の皆減などにより減額計上しているため、5 項都市計画費全体では 1998 万 7000 円の減額となりました。

また、6 項住宅費は、駄地団地造成工事費用の皆減もありましたので 6910 万 1000 円の減額となっています。8 款土木費全体では、1 目土木管理費から 8 目辺地対策整備事業費まで合計いたしまして、4831 万 6000 円の増額となりました。

9 款消防費になります。9 款 1 項 1 日常備消防費は、広域消防事務委託費を見込みにより増額し 862 万 1000 円増額しています。めくっていただいて、3 目消防施設費は、7 分団防火水槽設置工事を新規計上しておりその他費用も合わせて 618 万円の増額。

また、5 目災害対策費は、防災情報伝達制御システム、インフォカナルになりますけれども、更新費用を新規計上いたしまして 3107 万 3000 円増額いたしました。9 款消防費全体では、合計は前のページになりますけれども、合わせまして 4790 万 5000 円の増額となりました。

次は 12 ページの 10 款教育費になります。10 款の 3 項中学校費は、体育館の内部改修工事費用を新規計上しておりますが、校舎外壁改修工事皆減などと合わせて、3 項全体では、1 億 505 万 7000 円の減額となりました。少し下、5 項社会教育費では、2 目教育センター費において、総合会館電話機器更改工事費を新規計上し目全体で 449 万 1000 円の増額。4 目文化ホール費については、光熱水費を見込みから増額計上し、目全体 238 万 4000 円の増額となりました。

5 項社会教育費全体では、5 目文化財保護費まで合わせまして、1087 万 5000 円の増額となっています。

下のページの、7 項学校給食共同調理場費は、空調設備の設置費用を新規計上しており、その他費用と合わせまして7 項全体では 1699 万 9000 円の増額となりました。10 款教育費全体では、上のページの 1 項教育総務費から 7 項学校給食共同調理場費まで合わせまして、8205 万 4000 円の減額となっております。

13 ページ真ん中ほどの、12 款公債費です。12 款公債費は、地方債の元利償還金見込みから款全体では 2917 万円の減額となりました。以上、簡単ではございますが、歳出の説明を終わらせていただきます。

一番最初の資料ですね、一般会計予算概要の 18 ページ以降に、事業概要がございます。50 万円以上の事業概要を記載しておりますので、後ほど高覧ください。

それでは、増減内訳表で 1 ページにお戻りください。歳入になります。1 款町税になりますが、町民税や固定資産税の税収見込みにより、款全体で 2945 万円の増額となりました。

1 番下、7 款地方消費税交付金ですが、地方財政計画及び前年交付額から、3680 万円の増額で見込み、計上しております。

めくっていただいて、2 ページの 12 款地方交付税については、地方財政計画では、全体で 1.4% 増が示されておりますが、伸び率も少ないことから普通交付税特別交付税合わせまして昨年度と同額で計上しております。

下のページに移りまして、16 款国庫支出金ですが、1 項 1 目民生費国庫負担金や 2 項 4 目の土木費国庫補助金を、民生費土木費の増額に伴い増額計上しておりますが、2 項 1 目総務費国庫補助金で地方創生臨時交付金を皆減しており、16 款国庫支出金全体では 5622 万 7000 円の減額となりました。

めくっていただいて下のページ、5 ページの 22 款諸収入は、5 項受託収入の塩鶴川溪流保全工事受託収入の増額計上や、6 項雑入の増額計上で、22 款全体で 3812 万 3000 円の増額となりました。

めくっていただいて 6 ページの 23 款町債は、財源として過疎債を活用していることから、22 款全体で 2 億 2080 万円の増額となっております。歳入の説明につきましては以上となります。

それでは、次は令和 5 年度一般会計予算書の方をお願いします。冊子の方になります。11 ページをお開きください。第 2 表、債務負担行為になります。3 件の債務負担行為を設定しております。期間、限度額についてはこちらの方でご確認ください。

12 ページをお開きください。第 3 表、地方債でございます。地方自治法第 230 条第 1 項に規定する、起債の目的、限度額などを、こちらの 35 事業について定めております。

以上で説明を終わりますけれども、4 ページの第 1 表のほか、その他の事項につきましては、積み上げですので説明を省略させていただきます。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

今回は骨格予算ということで、これちょっと私もずっと見てみましたが、令和4年度の新規事業は49、予算概要で調べた結果ですね、49事業でございます。令和5年度は32事業、要するに17事業減、当然骨格予算だから減っているわけでございますけれども、その新規事業の中に、ちょっと岡田カラーが含まれている事業が何件か、数件ですよ。もう新規事業の中に必要な事項はありますよ。当然、骨格予算でも含まれていなきゃいかん事業だと思う事業はいっぱいあったんですけど、私が付けているこの付箋紙の黄色いやつの3件が岡田カラーの事業じゃないかな。

もしこれがですよ、仮に、一般的な話ですよ、町長が交代した場合、この岡田カラーを次の町長がしないというような事業じゃないかなという事業が入っていたので、それでは、その点どうなのかなと思われる。

例えばどんな事業かという、これは今年度から行われている事業なんですけれども、若年層遠距離通勤応援事業ですね。これは新規として、継続ともとれますけれども。

それから宅地造成支援補助金ですね。これも新規事業として計上されています。これも岡田カラー。

それからもう1つありますね。もう1つですね、予算概要書の31ページにありますこれも新規、No.47 高齢者・障害者住宅改造助成事業、これも一般財源ですから、岡田カラー。

それから一番下の新規のNo.50 高齢者・障害者住宅改造助成事業、60万円。これも岡田カラー。こういったことは私はちょっと岡田カラーじゃないかなという感じがしたので、この辺が骨格予算と、一般的な話ですよ、骨格予算と新規事業というところはどうなのかな。どうしても新規事業でなければいけないやつもあるんですけども、このところは6月の時に出されても良かったのではないのかなという感じがしたのでお伺いしております。以上です。その辺をお聞かせください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず、その若年層につきましては、私はもう継続的な取り組みだと思って上げておりますし、宅地造成も当然人口増、そういうのも含めてしております。

というのは、町長が変わった時にどういう政策を取られるか。それは減額されても結構だと思いますが、引き続きしていないと、途中、切るタイミングが非常に難しいところもございまして、今ようやく蔵本の方に住宅もして、また新規で取り組んでいただくような形になっておりますものから、ちょっと切るわけにはいかないなと思って、私がそういう計上をさせていただいたということですね。

高齢者につきましては、やはり、今ちょっと、皆さん方、なんと申しますか、今度障害者の方と健常者の方と一緒にまちづくりも進めていきたいと思っておりまして、なるべくこういう予算は、誰が町長になろうと町全体のイメージとしてですよ、今度、やすらぎの里に過疎債とふるさと納税を使った遊具、そういうのもインクルーシブというのを3月25日にオープンさせていただきますけれど。そういうイメージというか、町の全体、こっちに移住・定住していただく方の気持ちとして私は上げさせていただいたんですが、ちょっと勇み足じゃないかと思われた時には、当然次の方が6月で落とされるような形になるかなと。ただ、ここだけはなんとか継続をしていただきたいと

思う願いがありましてですね、上げさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9番議員、森敏則君。

○9番（森敏則君）

予算書の67ページですね。議会費が6938万1000円、1031万7000円の減ということで、先ほど報酬が増額されたことによってこの数字は変わってきます。

更には2人分の、3名減りましたが2人分の予算を大体使っているというような説明。あとそれも残っているわけですね。

それに対してですね、その費用というのは、実は、私ども議会の全員協議会の中でも、私は、議員の資質を上げるために政務調査費というのを作って、もっと議員が活発に動けるような活動費を欲しいということで提案をさせていただきましたが、これは皆さんの同意が得られませんでした。したがってですね、次、町長も町長になるかわかりませんので、ここは総務課長の方にちょっと確認をしておきます。

総務課長、是非ですね、町長がお変わりになったとしても、是非ですね、政務調査費というのをひとつ検討課題として計上して、そして議会の活発化、8名の議員の皆さんがもっとよく動けるような形を取ってもらえないかということをお願いしておきます。それが1点目です。あと5つありますのでちょっとメモしてくださいね、この後はね。この後はね、ちょっと町長に対して厳しいことを言います。ちょっと覚悟してください。

昨日ですね、一般質問のやり取りを聞いた中で、ちょっと感じたことが、2期目にあたってのこの挑戦の決意をお2人から聞かれましたよね。それに対して、選挙公約も未だに整理がついていない、言えないというような表現でしたが、非常にあやふやな答弁を繰り返して、極めてですね、私としてはちょっと大丈夫かなと。私だったらね、このチャンスにね、私にさせてください、私だったらこうやります。堂々と次の展開をですね、私は展開をどんと述べたいところなんです、そのチャンスを逃がす、本当にね、情けないと言ったら失礼ですね。

是非ね、そういったところはですね、積極的に取り組んでやるべきじゃないのかなということを思います。

更には、先ほども、ちょっと非常に町長については耳が痛いかもしれませんが、はっきり言って、それから、選択と集中というのをもう忘れないでくださいよ。是非ね、初心に戻ってですね、このあと私が質問、お尋ねすることについては、はっきりと明確にお答えいただきたいと思っています。

まず、先ほどありました、昨日も一般質問にありました若年層遠距離応援金の件についてですね、ちょっとこれは不公平があるというような指摘もあったようで、この後どうされるかわかりませんが。

定住促進に関する事業としては、予算概要書の25ページの一番上の持家奨励補助金1200万円、それから26ページの一番上の移住支援補助金60万円、その下、空き家活用促進奨励金880万円、更には27ページの一番上の宅地造成支援補助金900万円、それぞれ計上されているんですよ。それぞれですね、定住に対する応援金をこうやっているということは重々承知なんです、財源が過疎債のソフト事業ということで、借金と言えれば借金ですよ。借金と言えれば借金なんです。それ

を、この使い方なんですね、ですから、使い方について5つ今から質問しますので、ちょっとメモってくださいね。

まずね、令和10年まで支給されるんですよ。これの費用単価がどのくらいあるのかというのを明確に教えてください。そして、これたぶん、答弁はまだはっきりわかりませんと言うと思いますが、はっきり教えてください。

2番目、2番目はですね。更にこの10年、令和10年までにですね、毎年3360万円と仮説した場合、総額が2億160万円になるんですよ、単純に掛けたら、6倍。更には、令和4年度も足したら2億3000万円ぐらいですよ、トータル。この3000万円というのがね、どうも。これだけの予算があればもっと町を盛り上げる事業に使った方が良いのではないのかなと私は思うんです。町長の考えを伺います。これが2点目。

また3つ目。3つ目はですね、この今、町を盛り上げる事業と言いましたが、この町を盛り上げる事業によって町の知名度というのが上がってくるんですよ。今、地域おこし協力隊の各全国津々浦々活躍されている中で、なにか、よくテレビでやはり放映されているのは頑張っている町なんですよ。そういったその知名度を上げることによって移住者が寄って来ているんですね。そういった施策というのを、是非考えていただきたいと思いますが、これも町長のお考えを伺います。

4番目、4番目に私が要望したいのは、今、色んな事業をやられています、他の自治体やっていない新しい事業というのを取り組んで欲しいんです。その考えはないのかを伺います。

最後に5つ目、この予算編成にあたっては、得意のそのPDCA方式、これ今でも使っているんですかということをお尋ねします。以上5点と、一番最初の1点、全部で6ですね、お答えください。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

まず最初に、この議会の予算はですね、まだ定数削減の前に3名分だけ減らした分の予算でありましたので、今後6月でまた調整をさせていただくことになるかと思えます。

それと2期目にあたり公約をなぜ言わないのかというのは、私考えていまして、現職が、ここで議会と言うのは、新人の方がもし出た時に、やはりハンディになるんじゃないかと私自体考えておりまして、議会じゃなくて違う方法で私は公約というか、そういうのを述べさせていただきたいと思っております。

これは現職がどうしてもそこで言ってしまえば、議会だよりも載るし、そういう形になっていけば、私自身ですよ、皆さんどうお考えになるかわかりませんが、良くないと思ってそういう考えで出さなかったということでご理解をいただきたいと思っております。

それから若年層のそういう今までお金の使い方ということでございますが、費用対効果というのが本当にどうなるのかわかりませんが、徐々に移住者の方は増えつつあると思っております。今10年間で約400名ぐらいは徐々に、総トータルですね、増えられておりますので、できてくるのではないかなと思っております。

だから、10年まで支給というのは、とりあえずその過疎債の計画で上げておりますけれど、これが、今、森議員がおっしゃったように効果があればまた引き続きされるでしょうし、そういう形で

予算というのは成り立っていくんだろうと思っております。

2億3000万円ぐらい使うということも、本当に、毎年毎年お金がうちの町は本当に無いんですが、そういう形で使わせていただいているのは町のイメージも一緒に含めて取り組んでいきたいと思っております。

やはり、実は、ある町から水の話がございまして、そして、路線単価は東彼杵町が長崎県下で一番低いんですよ。だから、そういう形で移住も含めてコマーシャルを打っていきたい、住みよい町ですね。安価でうちの町に住めるんじゃないかなと思っております。

次に、町を盛り上げる事業というのは、やはり全国的にどこも同じではございますけれども、東彼杵町としては、やはり太陽・緑・水というあれがございまして、そういう自然を生かした町を作っていきたいと思っておりますので、事業としては、他所の町であるような事業でございまして、なかなか突出してうちだけユニークな事業というのがまだ考えていないところでございます。

3番目の町の知名度を上げる移住対策はどうかとおっしゃっていますが、知名度はですね、そのぎ茶を含めて、千綿駅も含めて、それとまちづくり全体の若い人たちの中で徐々に、私は上がってきているんじゃないかなと考えております。

前回はF1カーも広域農道を走っていただいて、プロモーションビデオを今作っていただいておりますので、これも展開しながら進めていきたいと思っております。

本当に若い人がですね、だから、今、社会人研究所（国立社会保障・人口問題研究所）が出したグラフよりもやや緩やかになって、人口の減少率がなっているということでございます。

移住者施策というのは、先ほど言いました宅地の造成とあとは空き家とか、そういうのを、とにかく他所もされていますけれど、うちが売りに出すのはやはり自然、そして大村湾が見える位置にワーケーションみたいなものをして取り組んでいきたい。これは、他所の大都会にない景色があるそうでございます。他所は大きな平野があつて近くまで行かないと海が見えないんですが、東彼杵町は海からすぐ大地に上がっておりまして、そのまま海が眼下に見えるというので、非常に皆さん方から美しい景色だと言われております。

ですから、これも自然を生かしながら私は町を盛り上げる事業というのをですね、まず展開をさせていただきたいと思っております。

それから、他の自治体がやっていない新しい事業というのを、私が今思っておりますのは、他所の町にない自然を生かしながら、今後観光も含めてですけれども、皆さんの意見をお聞きしながら、事業としては道の駅を中心に新しい事業を展開できないかなと。それと駅の再開発も含めてそういう感じで。宅地もそうでございますけれども、盛り上げていきたい。

それと、学力ですね。先般行われました全国学力調査でも長与町とうち東彼杵町だけが小学校6年生、中学校3年生全国平均を全てクリアいたしましたので、教育の町としても勧めたい。だから、住みよい町と自然と、人口は少ないんですけれども、非常に長崎県からも注目されておりますので、そういう事業で。とにかく私は大都会にないようなまちづくりをしてみたいと思っております。

それとPDCAはですね、今特に私は言っていないけれども、やはり自分たちで企画立案をして

動いて、本当はそういう綺麗に計算をしなければいけないんでしょうが、効果としては皆さん、職員の皆さんも頭に入れながら予算をつけていただいておりますので、できているんじゃないかなと思っております。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

大体私の想像したとおりの答弁がずらずらと並びました。

当然ながらですね、町を盛り上げる事業というのは、いくら役場の方が支援があってもできない話なんですよ。官民一体となった形の中で町を盛り上げるといったような形の雰囲気づくりというのを、これからどう取り組んでいくかなんですよ。そこなんですよ、問題は。

一番最後に言われた問題の発言がですね、PDCA は昔あったね、今はあんまりないけど、おそろくなっているだろうというような想像の話は答弁されました。そうじゃないんですよ。やはり、PDCA というのはちゃんとした形の中で仕事をやりなさいということで、基本的な仕事のパターンというのを示してあるわけですよ。なぜ、それをね、もうあったねと、そんなのがあったねと。そして、今はやっているだろうと思うと。とんでもない答弁ですよ。

やはり、PDCA のプラン、誰がいつどこで何をどうしていくらでするのかと、そういった計画というのが全くできていないからこういうふうになってくるんです。私が遠距離の話が本当にこれ効果があるのかという話なんですよ。それよりももっと違う、違う方におつむを向けた方が良いんじゃないのと。昨日も橋村議員からも指摘があったですよ、不公平があるならもっと考え直して、一旦ゼロにして、そして、やり直しということも、これも PDCA の 1 つなんですよ、途中でやめるというのも。そして、一からやり直すということも、それも策なんですよ。

私どもこの PDCA って、五則なんか使えません、私どもは 3 つしか使えません。仮説・検証・実行。これ日本語で言いますから。仮説・検証・実行、この 3 つの繰り返しを 1 週間パターンでやるんですよ、私どもは。ここは 1 年がかりでやるんですよ、その PDCA を。このサイクルがおかしいんです。

是非ね、そのチェック体制がどこまでできているのか。そして、アクション、アクションね、このアクションが、どうもねピンとこないんですよ、今の町長の発言。アクションやったならば、やはりやったことをもう 1 回検証しないとイケないんですよ、もう 1 回。そうすることによって、お互いに意見を言い合って、喧嘩し合って、喧嘩し合って良いんですよ。喧嘩し合って、そしてより良いまちづくりをしましょうよという形の中での予算編成をして欲しいんです。

一方的にね、一方的に俺たちが考えた予算だから黙って処理しろと。そんな形じゃイケないんですよ。だから私は言うんですよ。

そういうことで、議会のシステムを知らない人もいますが、やはり、ちゃんとした形の中で今後やっていただきたい。私どもこれ、町長に言うのはおそらく最後です。苦口を言って大変申し訳ありませんが、是非ね、今後の糧にやっていただければ。

私は本当にね、悔いのない議会人生を送ったなと思いますので、是非、次町長になった場合ですよ、なると限っていないんですから。岡田町長になると限っていないです。限っていないんですから、

今、残っている職員は、何名かは退職されますが、まだほとんどが残られますので、是非ね、今私が言ったことについては。是非、課長会議の中なんかでは、特に、この三則が良いです。仮説・検証・実行、3つ、PDCA なんか知らない。3つ、頭の中に入れてやってください。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにそういうことで、行政というのが、短期間にできるものと長期にわたって継続してしなければいけないのがあります。

確か、森議員がおっしゃったように、私もアクションじゃなくてその PDCA のアクト、検証、ここはやはり大変重要だと思っておりますので。今後ともそういう形で税金を使わせていただいているので、効果が出るような形でやっていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 20 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 22 議案第 21 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 22、議案第 21 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 21 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 万 6000 円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1100 万円と定めています。

この予算につきましては、科目設定でございますので、説明を省略させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑はないですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 21 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 23 議案第 22 号 令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 24 議案第 23 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

日程第 25 議案第 24 号 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

日程第 23、議案第 22 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 24、議案第 23 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 25、議案第 24 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 3 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 22 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11 億 4500 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、2 億円と定めています。

次に、議案第 23 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 億 4300 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、1 億円と定めています。

次に、議案第 24 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 3100 万円でございます。以上 3 件の詳細につきましては健康ほけん課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。健康ほけん課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり健康ほけん課長。

○健康ほけん課長（氏福達也君）

議案第 22 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算について説明を加えさせていただきます。

国保事業につきましては、令和 6 年度の国保税水準の統一化を目指しているところでは、県全県下ですね、統一化を目指しているところでありますが、令和 5 年度も、町の医療費水準、所得水準を基にした納付金算出を行いまして昨年度と同様令和 2 年度からの据え置きを継続することとしております。

令和 5 年度の予算総額は対前年 2600 万円、2.2%減の 11 億 4500 万円となっております。

それでは 22 ページをご覧ください。歳出からご説明をいたします。主なものを説明いたします。

1 款 1 項では、一般管理費国保連合会負担金等の経常的な経費ですが、前年度並みの計上としております。

24 ページをご覧ください。1 款 2 項 1 目賦課徴収費、そして運営協議会費につきましては、ほぼ前年度並みの計上としております。

26 ページです。1 款 4 項 1 目医療費適正化特別対策事業費でございますが、国保連合会によるレ

セプトの共同点検費用等になりますが、これは前年度並みの計上です。

27 ページ、2 款 1 項療養諸費につきましては、令和 4 年度の医療費実績が減少傾向にありますことから、一般及び退職被保険者の療養給付費等について対前年 2768 万 9000 円、3.7%減の 7 億 1685 万 5000 円を計上をしております。

28 ページです。2 款 2 項高額療養費につきましても同様に、令和 4 年度の推計から対前年 378 万 1000 円、3.1%減の 1 億 1784 万 7000 円を計上をしております。

30 ページをご覧ください。2 款 4 項 1 目出産育児一時金です。先ほど可決していただきました国保条例の一部改正にありましたように、令和 5 年度から一時金の増額はありますけれども、これはあくまでも前年度の金額での計上としております、420 万円の計上でございます。

32 ページをお願いします。2 款 6 項 1 目傷病手当金です。新型コロナウイルス感染症法上の取り扱いが 5 類に移行することと、これまでの申請実績を踏まえまして対前年 7 万 6000 円減の 10 万 8000 円を計上しております。

33 ページ、3 款国民健康保険事業費納付金でございますけれども、県に納める事業費納付金となります。1 項 1 目一般被保険者医療給付費分につきましては、県の算定資料に基づきまして対前年の 658 万 1000 円、3.3%減の 1 億 8919 万円を計上をしております。

34 ページをお願いします。3 款 2 項後期高齢者支援金分、そして 3 項介護納付金分につきましては、高齢者数の増加や医療費の増額傾向、後期高齢医療の増額傾向から、それぞれ 985 万 9000 円、18.8%増、436 万 1000 円、26.4%増の計上となっております。

37 ページをお願いいたします。5 款 1 項保健事業費です。

保険事業システム負担金の減額等がありますが、ほぼ前年度並みの計上です。

39 ページをお願いします。5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費です。ほとんど前年度並みの事業を継続していきますが、12 節委託料におきましては、データヘルス計画策定業務について令和 6 年度からの町の保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画の第 3 期策定に向けての費用として追加計上をさせていただいております。

46 ページから給与費明細を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

戻りまして 10 ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般被保険者保険税です。冒頭ご説明いたしましたように保険税については、県が示す標準保険税に統一を目指しているところですが、前年度据え置き税率と保険事業の必要額から精査をいたしまして、対前年 27 万 9000 円、0.1%増の 1 億 8271 万 9000 円を計上をしております。

13 ページをお願いします。4 款 1 項県負担金についてですけれども、普通交付金として歳出の保険給付費相当額であります 8 億 3471 万 3000 円を計上。そして、特別交付金につきましては、保険者努力支援分、そして特別交付金分、特定健診の負担金分として 2168 万 5000 円を計上しております。

15 ページをお願いいたします。繰入金ですね、6 款繰入金です。保険料の軽減、そして保険者支援、そして未就学児均等割軽減分、財政安定化支援分。その他といたしまして、繰入金の 8388 万 2000 円を計上をしております。

16 ページです。6 款 2 項 1 目基金繰入金につきましては、保険税収入の不足分といたしまして、

前年度と同額の 1500 万円を計上いたしました。

戻りまして 4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細についてはこれまでの積み上げになりますので説明を省略いたします。

続きまして、議案第 23 号の令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計について説明を加えます。

介護保険事業は、現在、令和 3 年度に策定いたしました介護保険事業計画の第 8 期計画に基づき事業を実施しております。令和 5 年度は最終年度となりますので、4 年度に実施いたしましたニーズ調査の分析結果をもとに第 9 期計画の策定を並行して進める年となります。

令和 5 年度の予算総額は、対前年 100 万円、0.1%減の 8 億 4300 万円を計上しております。

26 ページをお願いいたします。歳出から主なものを説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費については、基本的に前年度並みを計上させていただいております。少額の項目であります。10 節に食料費を追加しております。これは令和 4 年度、今年度からですね、新たに開始をいたしました認知症カフェで使用のお茶代等に係るものでございます。

認知症カフェというのが、認知症に関わるご家族であったりご本人、そして支援する地域の方など、どなたでも参加できるカフェとして 2 か月に一度開催を目指しております。情報交換したり、制度に関する質問ができたりする場所としてですね、集いの場を目指しておりますので、議員の皆さまも参加していただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

33 ページをご覧ください 1 款 5 項計画策定委員会費です。9 期計画策定に係る委託費を計上し、対前年 378 万 1000 円増額としております。

34 ページをお願いいたします。2 款の保険給付費です。1 項の介護サービス等諸費から高額介護サービス等費、そして 6 項の特定入所者介護サービス等費まで昨年の給付実績に基づき計上しております。

45 ページをお願いいたします。5 款の地域支援事業費になります。高齢者の総合相談事業、介護予防事業を受け持つ地域包括支援センターの運営事業予算になります。

今年度は、通所型サービス C 事業のはつらつ教室、一般介護予防事業のよんなっせの委託事業について、更に利用者の健康状態や身体機能の評価、分析機能を追加をいたしまして、介護予防事業の効果を高める業務とするため、5 款といたしまして、対前年 536 万 2000 円、6.5%増の計上としております。

5 款 1 項 1 目介護予防事業・日常生活支援総合事業費につきましては、1 節報酬におきまして、委託内容の見直しによりまして、会計年度職員数の変更によりまして、対前年 157 万、35%減の 290 万 9000 円で計上しております。2 節給料から 4 節共済費までについても、この見直しによる減額です。12 節の委託料につきましては、先ほどご説明いたしました業務委託の機能追加による見直しで、対前年 768 万 9000 円、81.6%増の計上としております。

18 節負担金を補助及び交付金につきましては、訪問介護予防サービス費、通所介護予防サービス費の実績による見込み額の減によりまして、対前年 424 万 5000 円、24.1%減の計上としております。

54 ページをお願いいたします。5 款 4 項 1 目保健福祉事業費につきましては、配色事業委託料の単価見直しと実績に応じた対前年 143 万 3000 円、47.5%減の計上としております。

58 ページをお願いいたします。58 ページからは給与費明細でございますので、後ほどお願いいたします。

戻って10 ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明いたします。

1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料ですけれども、本年度の保険料総額は保険給付費等から公費等を除いた 1 億 5064 万 5000 円、対前年 104 万 6000 円、0.7%の減で計上をしております。

12 ページですけれども、3 款 1 項国庫負担金は対前年 195 万 8000 円、1.1%の減で計上をしております。

13 ページですけれども、3 款 2 項国庫補助金は、地域支援事業に対する国費の負担割合に基づきます交付金と前年度の保険者の取り組み評価に応じて交付されるインセンティブ交付金の増額分を合わせまして、対前年 347 万 5000 円、13.5%増の 2904 万 5000 円を計上をしております。

17 ページをお願いいたします。5 款 3 項県補助金ですけれども、地域支援事業の増額に伴いまして、各負担率に伴う額を計上し、対前年 49 万 8000 円、4.2%増の 1230 万 2000 円となります。

19 ページの一般会計繰入金をお願いいたします。

こちらにも介護給付費、地域支援事業費に対する負担割合に基づく繰入金額を計上いたしまして、低所得者保険料軽減分につきましては、第 1 段階から第 3 段階の軽減対策にかかる費用としての繰入金額を計上し、総額で対前年 278 万 7000 円、2%増の 1 億 3991 万 7000 円を計上をしております。

20 ページの 7 款 2 項基金繰入金につきましては、介護給付費の財源といたしまして昨年度と同額を計上いたしました。

戻りまして、4 ページから 7 ページの第 1 表、8 ページから 9 ページの事項別明細についてはこれまでの積み上げですので説明を省略いたします。

続きまして議案第 24 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を加えます。

75 歳以上の後期高齢者の方を対象とした医療保険制度でございますけれども、被保険者数の増加に伴う保険料負担増を踏まえた予算構成としており、対前年 687 万 7000 円、5.5%増の 1 億 3100 万円を計上をしております。

それでは 19 ページをお開きください。主なものを歳出からご説明いたします。

1 款 1 項 1 目一般管理費です。対前年 74 万 3000 円、7.3%増の 1090 万 7000 円を計上しております。12 節委託料における健康診査委託料につきましては、対象者増による増額によるものです。

21 ページをお願いいたします。2 款 1 項 1 目保険料等納付金ですが、対前年 617 万 9000 円、5.7%増の 1 億 1327 万 9000 円を計上しております。内訳といたしましては、徴収する保険料が 7852 万 2000 円と低所得者軽減分に充てる保険基盤安定負担金の 3475 万 7000 円となります。

2 目の事務費負担金につきましては、広域連合の運営費に対する負担となります。県からの通知分に合わせて事務費負担金のみ減額となっております。

24 ページは給与費明細を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

8 ページをお願いいたします。歳入の主なものをご説明いたします。

1 款 1 項、保険料でありますけれども、令和 5 年度の保険料率は昨年度と同様であります。これ

に基づき広域連合が賦課決定いたしました保険料でありまして、特別徴収分については、対前年 317 万 8000 円、5.3%増の 6280 万 4000 円と普通徴収分の 1570 万 6000 円を加えた 7851 万円が保険料総額となります。

11 ページをお願いいたします。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金です。

歳出の一般管理費、賦課徴収費、保険料等納付金、事務費負担金等を賄う繰入額となります。この繰入額の中には、保険料納付金の 4 分の 3 を県が補助し、残る 4 分の 1 を町が負担することになっておりますけれども、県補助が広域連合を通じて一般会計に振り込まれますため、この分を含めて特別会計に繰り入れる形をとっております。対前年 217 万 1000 円、5%増の 4521 万 3000 円を計上しております。

戻りまして、4 ページから 5 ページの第 1 表、6 ページから 7 ページの事項別明細につきましては、これまでの積み上げですので説明を省略いたします。以上 3 件の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですか。はい、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 22 号、議案第 23 号、議案第 24 号は、総務厚生常任委員会に付託します。

日程第 26 議案第 25 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

日程第 27 議案第 26 号 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 26、議案第 25 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 27、議案第 26 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 25 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4250 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、500 万円と定めています。

次に、議案第 26 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1090 万円でございます。一時借入金の借入れ最高額は、500 万円と定めています。以上、2 件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

それでは、まず、議案第 25 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。

予算概要の 2 ページ及び 3 ページをお願いいたします。令和 5 年度の歳入歳出の総額は 4250 万円。令和 4 年度より 850 万円の減額予算となっております。

歳入につきましては、使用料につきまして例年並みの 657 万円、一般会計繰入金は 3591 万 2000 円、その他収入として 1 万 8000 円を計上しております。

歳出の 1 款総務管理費につきましては、例年並みの 13 万 1000 円を計上しております。同じく 1 款の運営費につきましては、10 節の需用費につきまして西部クリーンセンター及びマンホールポンプの分解・組み立て修繕費が皆減となり、令和 5 年度につきましては、例年並みの修繕費 400 万円と光熱水費 355 万 1000 円、その他消耗品費、燃料費合わせて 784 万 9000 円を計上いたしております。その他の項目につきましては、例年並みの予算を計上しております。

2 款の建設費につきまして 12 節の委託料については、集落排水事業の公営企業化に係る事務支援事業の委託費が皆減となり、令和 5 年度につきましては、科目設定のみの予算としております。その他につきましては、例年並みの金額を計上いたしました。

交際費につきましては、元金償還金が 2302 万 5000 円、利子については 314 万 6000 円となっております。議案第 25 号につきましては以上です。

引き続き議案第 26 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算について説明いたします。こちらも予算概要の 2 ページ及び 3 ページをお願いいたします。

令和 5 年度の歳入歳出の総額は 1090 万円で、令和 4 年度より 280 万円の減額予算となっております。

収入の使用料につきましては、例年並みの 244 万 4000 円、一般会計繰入金については、843 万 8000 円を計上いたしております。

歳出につきまして 1 款の総務管理費については、令和 4 年度と同額の 3 万 7000 円、運営費につきましては、農業集落排水事業と同様にマンホールポンプ処理場のポンプ関係の修繕費等が皆減となり、令和 5 年度につきましては、例年並みの修繕費 250 万円、光熱水費が 133 万 4000 円、他消耗品費、燃料費合わせて 394 万 6000 円を計上いたしております。

2 款の建設費につきまして 12 節委託料につきましても、農業集落排水事業と同様に公営企業化に係る事務支援業務委託費が皆減となり、令和 5 年度につきましては、科目設定のみの計上となっております。その他は例年並みの金額を計上いたしております。

交際費につきましては、元金の償還金が 343 万 3000 円、利子については 42 万 2000 円を計上いたしております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第 25 号、議案第 26 号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第 28 議案第 27 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算

日程第 29 議案第 28 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 28、議案第 27 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 29、議案第 28 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上 2 議案を一括議題とします。本案について提案理由の説明をそれぞれ求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、議案第 27 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第 3 条の水道事業収益が 2 億 5501 万 4000 円で、水道事業費用が 2 億 4086 万 7000 円となっています。

第 4 条の資本的収入が 2 億 4347 万円、資本的支出が 2 億 7050 万 5000 円でございます。不足額は留保資金を充てるようにいたしております。

次に、議案第 28 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算についてご説明をいたします。

第 3 条の下水道事業収益が 2 億 9248 万 4000 円で、下水道事業費用が 2 億 7508 万円となっております。

第 4 条の資本的収入が 1 億 2021 万円、資本的支出が 1 億 8550 万円でございます。不足額は留保資金を充てるようにいたしております。以上、2 件の詳細につきまして、水道課長に説明させます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まず、議案第 27 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算について説明をいたします。予算の参考資料として添付いたしております実施計画明細書により説明いたします。

26 ページをお願いいたします。収益的収支の収入からご説明いたします。

1 款 1 項の営業収益の 1 目給水収益につきましては、1 億 6509 万 1000 円を計上しております。昨年度から比較すると 2059 万 9000 円の増額となっておりますけれども、令和 4 年度からは 2059 万 9000 円の増額となっておりますが、令和 4 年度につきましては、当初予算におきまして新型コロナウイルスにおける生活支援ということで、令和 4 年 8 月からの 3 か月間、10 月までの水道料金基本料の減免を行うということにいたしておりましたので、料金収入につきましては九月で計上いたしております。この関係で、令和 5 年度は十二月で計上いたしておりますので、その分の差額が、令和 5 年度分が増額ということになっております。

2 款の営業外収益の 2 目負担金につきましても一般会計繰入金として 2074 万 7000 円を計上して

おりますけれども、令和4年度との比較につきましては、先ほどと同様にコロナ対策による料金収入を補うための一般会計からの繰入金が増加したことによるものです。

27 ページをお願いいたします。5 目の消費税還付金につきまして 351 万 6000 円を計上しております。令和5年度につきましては、建設改良費が大きくなっておりまして、借受の消費税より仮払い消費税が大きくなるために還付金が発生する見込みであります。

次に、支出の1款1項営業費用の1目原水及び浄水費につきまして、修繕費におきまして取水・送水ポンプ修繕費が皆減となりまして、昨年度からは600万円の減額としております。反面、動力費につきまして電気料金の高騰等がありまして、令和4年度から約400万円ほどの増額といたしております。

2 目の配水及び給水費につきまして、工事請負費におきましては、量水器の取り替え工事 359 万 1000 円、維持補修工事としまして 50 万円、その他消火栓 6 か所の更新工事費ということで、令和5年度新規に 450 万円を計上いたしております。その他につきましては、例年並みで計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。資本的収支の収入になります。

企業債につきましては、老朽施設更新工事業と令和4年度に、今年度ですけれども実施設計と用地取得が完了しました川内地区の代替水源整備を目的とした統合簡易水道事業を合わせて 1 億 4520 万円を計上いたしております。

また、補助金につきましても、統合簡易水道事業の国庫補助金としまして事業費の4割、4592 万 7000 円を計上いたしております。

30 ページをお願いいたします。資本的収支の支出、1款1項1目建設改良費の工事請負費につきましては、これまで営業費用の修繕費として計上していた中でポンプの修繕とかそういった費用が高額なものについては、この資本的収支の支出の中で経理する方が適切であるということで、令和5年度からそのような予算の計上に変えております。

令和5年度におきましては、施設の電気計装設備の更新費 300 万円、ポンプ設備の更新費に 300 万円、それに加えて法音寺浄水場の外構整備工事、コンクリート舗装やフェンスの取替工事になりますけれども、その工事費として 700 万円を計上いたしております。合わせて 1300 万 1000 円というふうな内容になっております。

2 目の老朽施設更新工事費の委託費 3000 万円につきましては、令和6年度からなる老朽管路の更新事業が第2期に入ります。それに伴いまして令和5年度に対象箇所となる部分の実施設設計費ということで 3000 万円を計上しております。

工事請負費につきましては、老朽管約 1,900m の更新工事費 6720 万円を計上いたしております。

5 目の統合簡易水道事業につきましては、先ほど収入の部分で説明いたしました川内地区の代替水源の整備工事ということで管路整備が約 1,100m、ポンプ場兼配水池の設置 1 か所を合わせた工事費として 1 億 2017 万 5000 円を計上いたしております。

戻りまして 2 ページをお願いいたします。第5条の企業債につきまして先ほど説明いたしました老朽施設更新事業及び統合簡易水道事業それぞれの起債の合計額 1 億 4520 万円を限度額として計上いたしております。

6 ページから 9 ページまでの実施計画は、これまで説明した内容の積み上げとなりますので説明は省略させていただきます。

10 ページから 24 ページまでに財務諸表及び予算に関する注記を添付いたしております。議案第 27 号については以上です。

次に、議案第 28 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計について説明いたします。

こちらも予算参考資料として添付しております実施計画明細により説明いたします。

28 ページをお願いいたします。収益的収支の収入につきまして 1 款 1 項営業収益として下水道使用料他昨年度並みの 4513 万 4000 円を計上いたしております。

1 款 2 項営業外収益につきましては、3 目の他会計負担金としまして一般会計からの繰入金 1 億 7343 万 5000 円、5 目の長期前受金戻入 7378 万 4000 円を計上いたしております。

29 ページをお願いいたします。支出の 1 款 1 項営業費用の 1 目管渠費につきまして備品消耗品費につきましては、マンホールポンプ場用のバッテリー及び消耗品につきまして必要な予算を計上いたしております。令和 4 年度より 170 万円ほどの減額となっております。これにつきましては、令和 4 年度は備品費に 170 万円ほどの備品購入を予定いたしておりますので、その部分が皆減となりまして、令和 5 年度につきましては、例年の必要な経費ということで 23 万 7000 円の予算計上となっております。

次に、3 目の処理場費の委託費につきまして、処理場の例年 3 か年の管理委託契約を結んでおります。その契約が令和 5 年の 9 月 30 日までとなっておりますので、令和 5 年度の予算につきましては、上半期の 4 月から 9 月までにつきましては、現在の契約額を計上しまして下半期となります。10 月 1 日から令和 6 年の 3 月末までの委託費につきましては、設計額での計上ということになりますので、令和 4 年度より 300 万円ほどの増額予算ということになっております。修繕費につきましては 85 万円ほどを増額しまして、その他につきましては例年並みの計上といたしております。処理場費としまして合計 4980 万 4000 円となっております。

30 ページをお願いいたします。4 目の総係費につきまして、令和 4 年度より人件費で約 700 万円の増額予算となっております。委託費につきましては、新規事業としまして下水道台帳の更新業務委託費 427 万円並びに下水道事業経営の経営戦略策定業務委託費ということで令和 5 年度新規に 397 万 1000 円を計上いたしております。

その他につきましては、令和 4 年度並みの計上としまして総係費全体全体としまして 4648 万 9000 円の予算となっております。

31 ページをお願いいたします。2 項 2 目の消費税につきましては、下水道事業におきましては、仮払消費税額よりも借受消費税額が上回る見込みということで、401 万 5000 円の納付ということで予算を計上しております。

32 ページをお願いいたします。資本的収支の収入から説明いたします。

処理場及びマンホールポンプ場それぞれの電気設備の更新事業につきまして令和 4 年度、今年度実施設計を行っておりますけれども、令和 5 年度は工事に入りますので、企業債及び補助金につきましては、その部分で昨年度より増額、令和 4 年度より増額となっております。企業債 4220 万円、国庫補助金は、処理場の、先ほど説明しました電気設備等の更新工事が補助率 55%で 2475 万円、

マンホールポンプ場の更新工事、これも電気設備になりますけれども、補助率 50%で 682 万円、合計 3157 万円を計上いたしております。

3 目の他会計負担金につきましては、資本的収入及び支出の均衡を図るために、これまで収益的収入の方に一括計上しておりました一般会計からの繰入金の一部について、ここの資本的収入の他会計負担金として計上するものであります。令和 5 年度は 3620 万 6000 円を計上しております。

収入全体では、令和 4 年度より 4392 万 8000 円増額をしまして、1 億 2021 万円の計上となっております。

33 ページをお願いいたします。支出の 1 款 1 項 1 目建設事業費につきまして管渠整備費としまして、千綿宿地区の舗装復旧工事費に 1911 万円、更新工事費につきましては、処理場の電気設備更新工事費、全体工事費が 9800 万円となっております。このうち令和 5 年度の歳出分としまして 4500 万円を計上しております。残り 5300 万円につきましては、令和 6 年度の債務負担として計上しております。更新工事費につきましては、その他にマンホールポンプ場の電気設備、ポンプ施設の更新工事費、1518 万円を合わせまして全体で 6018 万円の計上となっております。

新規公共柵設置工事費につきましては、例年並みの 10 か所の 1 か所あたり 15 万円ということで 150 万円を計上いたしております。工事請負費の全体として 8079 万円の計上となっております。

2 目の固定資産購入費の管路用地費についてですけれども、千綿宿地区に築造しました管路の中で一部が里道の中に埋設しておりますけれども、その区間の中に民有地に影響している部分がありますので、現在、その用地関係の測量を令和 4 年度に実施をいたしまして、地権者の方と協議を行っております。令和 5 年度に、その関連用地費の購入費ということで 37 万 1000 円を計上いたしております。

戻りまして 2 ページ及び 3 ページをお願いいたします。第 5 条の債務負担行為につきまして債務負担の 1 と 2 につきましては、宅内排水設備の改造資金に対する損失補償と利子補給について記載しております。

3 につきましては、先ほど説明しました汚水処理場の維持管理業務の 3 か年契約に係る令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度の債務負担限度額を記載しております。

4 につきましては、同じく汚水処理場の令和 5 年度発注予定であります電気設備工事の更新工事費につきまして、標準工期が 18 か月となる予定でございますので、更新工事 2 か年にわたる契約の部分の令和 6 年度の債務負担限度額を計上いたしております。

第 6 条の企業債につきましては、公共下水道事業債の限度額として 4220 万円を計上しております。

6 ページから 9 ページまでの実施計画につきましては、これまで説明しました内容の積み上げですので説明を省略いたします。

10 ページから 26 ページまでに、財務諸表及び予算に関する注記を添付しておりますのでご覧いただければと思います。以上で 2 議案の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉永秀俊君）

これから、一括して質疑を行います。質疑がある方は、先に議案番号をお知らせください。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

両方とも関係するわけですが、この公共事業債はですね、先ほどの説明では約 50%の国庫補助があるということでございましたけれども、そういった中で、以前から過疎債の適用、こういうのが充当できないのかどうかですね。過疎債になれば70%近くなりますので20%ぐらいは浮くような。過疎債をいろいろ調べてみますと、そういったものにも使えるようなことを書いてあったりするものですから、そういったものを県にも申請をして、今日、過疎債の中でもそういった道路とか何とかが計上を。まだどこどこ明確には決まっていらないようなことでありましたけれども。そういったものが、もし対応が可能ならば、東彼杵町もいくらか軽くなるなという感じがするわけですが、そういったところの考え方というのは、どういった考え方をしておられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（吉永秀俊君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

公営企業債の2分の1は、過疎で対応できるようにはなっているんですが、今回、ちょっと、今回の予算についてはまだ。水道課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

過疎債につきましては、上水下水ともに対象の施設がありますけれども、下水道については、幹線の築造工事あるいは処理場の設置ということですので、いずれも工事が終わっておりまして、過疎債については、下水道については充当できる部分がないというふうに判断しております。

それから上水につきましては、簡易水道に係る部分を過疎債の対象になりますので、令和5年度でいきますと統合簡易水道事業の川内の代替水源につきましては対象になるということで、今、補助金として4割を県の方にも申請をするように準備を進めております。

その補助残の中で過疎債の活用について財政とも協議をしながら進めているというような状況です。メニューが決まっておりますので、そこについては財政と調整をしながら可能なものは使っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ないですね。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第27号、議案第28号は、産業建設文教常任委員会に付託します。

日程第30 報告第1号 専決処分に関する報告について
(事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて)

日程第 31 報告第 2 号 専決処分に関する報告について
(令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 30、報告第 1 号専決処分に関する報告について（事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて）、日程第 31、報告第 2 号専決処分に関する報告について（令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について）、以上 2 件を一括議題とします。本案についてそれぞれ説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

報告第 1 号専決処分に関する報告についてでございますが、事故の和解及び損害賠償の額を定めることについて。

東彼杵町が管理する施設に起因する事故について、相手方との和解及び損害賠償額を下記のとおり決定する。

事故の概要、令和 4 年 11 月 24 日午前 7 時 35 分、町が管理する広域農道大村東彼杵線において、落石に軽自動車に接触する事故が発生し、当該車両が損傷した。

損害賠償額等。別紙示談書のとおり、相手方への賠償金として 40 万円を支払うこととし、今後本件に関しては、当事者双方何ら債権責務のないことを確認し、今後一切の請求を行わないことを誓約する。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。この件につきましては、総務課長から詳細については説明させます。

次に、報告第 2 号専決処分に関する報告について。令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更について。

地方自治法第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 2 年災千綿川災害復旧工事請負契約の変更に伴う請負金額及び工期の変更について、専決処分する。

1、契約変更の理由 令和 2 年災千綿川災害復旧工事契約額及び工期の変更。2、契約変更の方法 当初、指名競争入札による契約。変更、随意契約。3、変更前契約金額 8346 万 1400 円。4、変更後契約金額 8561 万 3000 円。5、変更前工期 令和 3 年 10 月 8 日から令和 5 年 2 月 28 日。6、変更後工期 令和 3 年 10 月 8 日から令和 5 年 3 月 31 日。7、契約の相手方 住所 東彼杵郡川棚町百津郷 296 番地 122、会社名 株式会社大東設備、代表取締役 西畑栄一郎。

詳細につきましては、建設課長に説明させます。以上 2 議案につきまして慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。総務課長。

○議長（吉永秀俊君）

まず、町長に代わり総務課長。

○総務課長（高月淳一郎君）

報告第 1 号についてご説明をいたします。

議案めくっていただきまして、書いてありますとおり広域農道で落石による事故でございます。会社が所有する車が事故に遭ったということで、40 万円の損害賠償を支払う示談書が成立をいたしております。当該賠償金については保険料で賄うということになっております。以上でございます。

す。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

報告第2号について説明をいたします。

本工事につきましては、令和3年10月臨時会で契約の締結を議決していただいている工事でございます。

それでは添付しております図面の方をお願いいたします。図面に旗揚げをしております部分が被災箇所でございます。全5工区総延長220.7mを災害復旧工事にて施工中でございます。

主な変更理由につきましては、資料の青色着色部分の所に仮設道路を設置して全ての施工を予定しておりましたが、降雨後は河川の水量が増して、またその度に仮設道路が侵食、冠水をするために工事がちょっと遅延する原因となっております。それで、赤色の着色部分になるんですけども、そこに新たに仮設道路約77mを設置しまして、工事の円滑化を図ったことによる増額変更となっております。増額の215万1600円の増となっております。

また、先ほど説明をいたしましたが、仮設道路の設置にちょっと不足の日数を要したために工事の進捗が遅れたことによりまして、31日間の工期の延長となりました。説明は以上で終わります。

○議長（吉永秀俊君）

以上、説明が終わりましたが、報告事項でありますので、これで報告第1号、報告第2号を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

散 会（午後2時58分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 橋村 孝彦